

令和 8 年 6 月

高知県議会定例会議案説明書

(条例その他)

令和8年6月高知県議会定例会議案説明書目録

○ 説 明

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案説明……………	1
○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案説 明……………	1
○高知県税条例の一部を改正する条例議案説明……………	1
○高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改 正する条例議案説明……………	2
○高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の 人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案 説明……………	2
○高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案説明……………	3
○高知空港国際線ターミナルビルの指定管理者の指定に関する議案説明……………	3
○県有財産（災害対応車両）の取得に関する議案説明……………	4
○国道494号（第二川ノ内組橋上部工）防災・安全交付金工事請負契約 の締結に関する議案説明……………	4
○令和7年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告説明……………	5
○高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告説明……………	11

○ 要綱及び新旧対照表

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案新旧対照表……………	12
○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案新 旧対照表……………	15
○高知県税条例の一部を改正する条例議案要綱及び新旧対照表……………	17
○高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改 正する条例議案新旧対照表……………	30
○高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の 人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案 新旧対照表……………	35
○高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案新旧対照表……………	38
○高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告要綱及び新旧対照表……………	49

説

明

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、国家公務員の特殊勤務手当について規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場等で行う作業に従事する職員等に対して支給する特殊勤務手当の上限額を改定しようとするものである。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、特別の法律により設立された法人のうち、県内の病院等の運営等を行う医療法人等であって、県がその事業に参画し、又は協力することが県の施策の推進に有益であると認められるものに職員を派遣することができることとするよう必要な改正をしようとするものである。

高知県税条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人の県民税及び不動産取得税について必要な改正等を行うこととし、併せて県民税の法人税割の税率の特例措置について適用期限の延長をしようとするものである。

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正
する条例議案説明

この条例は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）が一部改正されたことを考慮し、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設用設備の新增設をした認定事業者に対する県税の特例措置の適用要件としての当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る知事の認定の期限を2年延長しようとするものである。

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、
設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）が一部改正され、学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることとされたことを考慮し、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）の引用規定の整理をするとともに、保育所における保育士の数の算定に当たって、当該保育所に勤務する理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができることとされたこと等を考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第10号）の引用規定の整理をしようとするものである。

高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
内閣府
(平成26年文部科学省令第1号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提
厚生労働省
供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学
内閣府
大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年7月文部科学省告示第2号)が
厚生労働省
一部改正されたことを考慮し、幼保連携型認定こども園の学級の編制に関する基準、人員
に関する基準及び運営に関する基準並びに連携型外認定こども園の職員の配置基準、職員
の資格基準及び管理運営等の基準について必要な改正をしようとするものである。

高知空港国際線ターミナルビルの指定管理者の指定に関する議案説明

高知空港国際線ターミナルビルの指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

県有財産（災害対応車両）の取得に関する議案説明

総合防災対策推進地域本部に配備する災害対応車両を予定金額71,940,000円で、高知市横浜新町五丁目2409番地アクアデザインシステム株式会社から買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

国道494号（第二川ノ内組橋上部工）防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案説明

国道494号（第二川ノ内組橋上部工）防災・安全交付金工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるものである。

令和 7 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告説明

地方譲与税、地方交付税等の額の確定等に伴い専決処分をしたものである。

令和 7 年度一般会計補正予算説明

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳 入)		総 括		(単位千円)
款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	県 税	71,283,497		71,283,497
2	地 方 消 費 税 清 算 金	40,104,367		40,104,367
3	地 方 譲 与 税	16,896,994	697,759	17,594,753
4	地 方 特 例 交 付 金	306,612		306,612
5	地 方 交 付 税	190,817,950	1,048,598	191,866,548
6	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	143,210	△ 19,164	124,046
7	分 担 金 及 び 負 担 金	3,461,291		3,461,291
8	使 用 料 及 び 手 数 料	4,846,808		4,846,808
9	国 庫 支 出 金	80,669,248		80,669,248
10	財 産 収 入 金	1,471,986		1,471,986
11	寄 附 金	192,059		192,059
12	繰 入 金	23,231,029	△ 1,727,193	21,503,836
13	繰 越 金	1,804,791		1,804,791
14	諸 収 入	11,067,906		11,067,906
15	県 債	55,362,200		55,362,200
	計	501,659,948		501,659,948

(歳 出)

(単位千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳											
				特 定 財 源											一般財源
				国庫支出金	地 方 債	分 担 金	負 担 金	使 用 料	手 数 料	財産収入	寄 附 金	繰 入 金	繰 越 金	諸 収 入	
1 議 会 費	1,038,073		1,038,073												
2 総 務 費	15,447,696		15,447,696												
3 危機管理費	4,137,227		4,137,227												
4 健康福祉費	83,671,609		83,671,609												
5 文化生活費	3,230,216		3,230,216												
6 産業振興推進費	8,559,682		8,559,682												
7 商工労働費	7,721,714		7,721,714												
8 観光振興費	4,003,399		4,003,399												
9 農業振興費	15,823,010		15,823,010												
10 林業振興環境費	15,828,741		15,828,741												
11 水産振興費	4,650,608		4,650,608												
12 土 木 費	86,565,357		86,565,357												
13 教 育 費	95,422,322		95,422,322												
14 警 察 費	23,214,487		23,214,487												
15 災害復旧費	1,761,370		1,761,370												
16 公 債 費	70,001,093		70,001,093									△ 1,479,604			1,479,604
17 諸 支 出 金	60,443,344		60,443,344												
18 予 備 費	140,000		140,000												
(財源調整)												△ 247,589			247,589
計	501,659,948		501,659,948									△ 1,727,193			1,727,193

総務部補正予算総括表

(単位千円)

[illegible]

歳 入

(単位千円)

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 地方譲与税	16,896,994	697,759	17,594,753			
1 地方揮発油譲与税	1,899,000	△ 110,186	1,788,814			
1 地方揮発油譲与税	1,899,000	△ 110,186	1,788,814	(1) 地方揮発油譲与税	△ 110,186	
2 石油ガス譲与税	45,000	7,584	52,584			
1 石油ガス譲与税	45,000	7,584	52,584	(1) 石油ガス譲与税	7,584	
3 航空機燃料譲与税	4,800	591	5,391			
1 航空機燃料譲与税	4,800	591	5,391	(1) 航空機燃料譲与税	591	
4 森林環境譲与税	266,855	△ 28,064	238,791			
1 森林環境譲与税	266,855	△ 28,064	238,791	(1) 森林環境譲与税	△ 28,064	
5 自動車重量譲与税	81,339	2,081	83,420			
1 自動車重量譲与税	81,339	2,081	83,420	(1) 自動車重量譲与税	2,081	
6 特別法人事業譲与税	14,600,000	825,753	15,425,753			
1 特別法人事業譲与税	14,600,000	825,753	15,425,753	(1) 特別法人事業譲与税	825,753	
5 地方交付税	190,817,950	1,048,598	191,866,548			

(単位千円)

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	190,817,950	1,048,598	191,866,548			
1 地方交付税	190,817,950	1,048,598	191,866,548	(1)地方交付税	1,048,598	
6 交通安全対策特別交付金	143,210	△ 19,164	124,046			
1 交通安全対策特別交付金	143,210	△ 19,164	124,046			
1 交通安全対策特別交付金	143,210	△ 19,164	124,046	(1)交通安全対策特別交付金	△ 19,164	
12 繰入金	16,435,479	△ 1,727,193	14,708,286			
2 基金繰入金	16,435,479	△ 1,727,193	14,708,286			
2 減債基金繰入	16,187,890	△ 1,479,604	14,708,286	(1)減債基金繰入	△ 1,479,604	
3 財政調整基金繰入	247,589	△ 247,589		(1)財政調整基金繰入	△ 247,589	
計	230,743,960		230,743,960			

財政課

(単位千円)

財政課

高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告説明

地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）が令和８年３月31日に公布されたこと等に伴い、不動産取得税、軽油引取税及び自動車税について必要な改正をするため、高知県税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものである。

要 綱 及 び 新 旧 対 照 表

新
職員給与に関する条例（抜粋）

（特殊勤務手当）

第13条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種 類	金 額
1～20 略	略
21 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う作業に従事する職員の特殊勤務手当	1日当たり <u>2,880円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
22～27 略	略
備考 略	

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

旧
職員給与に関する条例（抜粋）

（特殊勤務手当）

第13条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種 類	金 額
1～20 略	略
21 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う作業に従事する職員の特殊勤務手当	1日当たり <u>2,160円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
22～27 略	略
備考 略	

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

新

旧

対

照

表

旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（特殊勤務手当）

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種 類	金 額
1 ～ 5 略	略
6 異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（災害時学校教育活動支援業務手当）	1日当たり2,880円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
備考 略	

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（特殊勤務手当）

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種 類	金 額
1 ～ 5 略	略
6 異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（災害時学校教育活動支援業務手当）	1日当たり2,160円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
備考 略	

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

新 旧 対 照 表
新 旧

警察職員の給与に関する条例（抜粋）

（特殊勤務手当）

第13条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種 類	金 額
1～13 略	略
14 重大な災害が発生した箇所又はその周辺における災害警備、遭難救助等の作業に従事する職員の特殊勤務手当	1日当たり <u>2,880円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
15～20 略	略
備考 略	

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

警察職員の給与に関する条例（抜粋）

（特殊勤務手当）

第13条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種 類	金 額
1～13 略	略
14 重大な災害が発生した箇所又はその周辺における災害警備、遭難救助等の作業に従事する職員の特殊勤務手当	1日当たり <u>2,160円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
15～20 略	略
備考 略	

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

新	旧	対	照	表
新	旧		旧	
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（抜粋）			公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（抜粋）	
（趣旨）			（趣旨）	
第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。			第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。	
（職員の派遣）			（職員の派遣）	
第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。			第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。	
（1） 法第2条第1項第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人のうち、次のいずれかに該当するもので、人事委員会規則で定めるもの			（1） 法第2条第1項第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人のうち、次のいずれかに該当するもので、人事委員会規則で定めるもの	
ア 県が社員となっているもの又は県が基本財産その他これに準ずるものを拠出しているもの			ア 県が社員となっているもの又は県が基本財産その他これに準ずるものを拠出しているもの	
イ アに掲げるもののほか、公共の利益の増進を目的とする事業を行っているもので、県がその事業に参画し、又は協力することが県の施策の推進に有益であると認められるもの			イ アに掲げるもののほか、公共の利益の増進を目的とする事業を行っているもので、県がその事業に参画し、又は協力することが県の施策の推進に有益であると認められるもの	
（2） 法第2条第1項第2号に規定する一般地方独立行政法人のうち、人事委員会規則で定めるもの			（2） 法第2条第1項第2号に規定する一般地方独立行政法人のうち、人事委員会規則で定めるもの	

(3) 法第2条第1項第3号に規定する法人のうち、次に掲げるもの

ア 県内の病院又は診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所をいう。）の運営又は管理を行う医療法人その他の法人であって、県がその事業に参画し、又は協力することが県の施策の推進に有益であると認められるもので、人事委員会規則で定めるもの

イ 国立研究開発法人科学技術振興機構

ウ 高知県社会福祉協議会

エ 高知商工会議所

オ 高知県商工会連合会

カ 高知県住宅供給公社

キ 高知県農業協同組合

ク 地方公共団体金融機構

ケ 地方税共同機構

(4) 略

2・3 略

(3) 法第2条第1項第3号に規定する法人のうち、次に掲げるもの

ア 国立研究開発法人科学技術振興機構

イ 高知県社会福祉協議会

ウ 高知商工会議所

エ 高知県商工会連合会

オ 高知県住宅供給公社

カ 高知県農業協同組合

キ 地方公共団体金融機構

ク 地方税共同機構

(4) 略

2・3 略

高知県税条例の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人の県民税及び不動産取得税について必要な改正等を行うこととし、併せて県民税の法人税割の税率の特例措置について適用期限の延長をしようとするものである。

2 主要な内容

（1）個人の県民税

所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の7の規定の適用を受ける公的年金等の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を義務付けること。（第40条の5第1項）

（2）法人の県民税

法人税割の税率の特例措置の適用期限を令和14年8月31日まで延長すること。（付則第11条）

（3）不動産取得税

ア 新築住宅特例適用住宅及びその土地に係る課税標準の特例措置等について、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域若しくは浸水被害防止区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）又は市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域若しくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）

（イにおいて「特定区域内住宅」という。）及びその土地を適用対象から除外すること。（第75条の2第1項及び第83条第1項）

イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置について、特定区域内住宅を適用対象から除外した上、その適用期限を令和13年3月31日まで延長すること。（付則第17条）

（4）その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、2の（2）は公布の日から、2の（3）は令和11年4月1日から施行する。

新	旧	対	照	表
新				旧

高知県税条例（抜粋）

（県税事務所長に対する知事の権限の委任）

第5条 知事は、徴収金の賦課徴収及び県税に係る過料の徴収に関する事項を県税の課税地を所轄する県税事務所長に委任する。ただし、還付すべき過誤納金又は過誤納金以外の還付金（当該過誤納金又は過誤納金以外の還付金に加算すべき還付加算金を含む。以下この項において「過誤納金等」という。）がある場合における当該過誤納金等の充当に関する事項については、当該過誤納金等が発生した県税事務所長に委任する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、知事の権限に属する事項とする。

（1）～（16） 略

（17） 法第22条の4第1項、第3項及び第4項の規定に基づく裁判官に対する臨検、搜索、差押え（法第22条の5第1項及び第2項の規定に基づく通信事務を取り扱う者に対する差押えを含む。）又は電磁的記録提供命令等の許可の請求に関する事項

（18） 法第22条の11第2項の規定に基づく裁判官に対する電磁的記録提供命令をする場合の許可状の提示等に係る住居等への立入りの許可の請求に関する事項

（19） 法第22条の19第2項の規定に基づく裁判官に対する鑑定に係る物件の破壊の許可の請求に関する事項

（20） 法第22条の26、第22条の27ただし書、第22条の28第2項及

高知県税条例（抜粋）

（県税事務所長に対する知事の権限の委任）

第5条 知事は、徴収金の賦課徴収及び県税に係る過料の徴収に関する事項を県税の課税地を所轄する県税事務所長に委任する。ただし、還付すべき過誤納金又は過誤納金以外の還付金（当該過誤納金又は過誤納金以外の還付金に加算すべき還付加算金を含む。以下この項において「過誤納金等」という。）がある場合における当該過誤納金等の充当に関する事項については、当該過誤納金等が発生した県税事務所長に委任する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、知事の権限に属する事項とする。

（1）～（16） 略

（17） 法第22条の4第1項及び第3項の規定に基づく裁判官に対する臨検、搜索又は差押え（法第22条の5第1項及び第2項の規定に基づく通信事務を取り扱う者に対する差押えを含む。）等の許可の請求に関する事項

（18） 法第22条の19第2項の規定に基づく裁判官に対する鑑定に係る物件の破壊の許可の請求に関する事項

（19） 法第22条の26、第22条の27ただし書、第22条の28第2項及

び第22条の29の規定による検察官に対する告発に関する事項
(21) 法第22条の28第1項の規定による犯則者に対する通告（法第22条の28第3項の規定に基づく当該通告の更正を含む。）に関する事項

3～7 略

（個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）
第40条の5 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第45条の3の3第1項に規定する総務省令で定めるところにより、同条第2項各号に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

び第22条の29の規定による検察官に対する告発に関する事項
(20) 法第22条の28第1項の規定による犯則者に対する通告（法第22条の28第3項の規定に基づく当該通告の更正を含む。）に関する事項

3～7 略

（個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）
第40条の5 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第32条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第45条の3の2第1項第2号に規定する配偶者をいい、退職手当等（法第50条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。）又は法第23条第1項第9号に規定する扶養親族（年齢16歳未満の者又は法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは法第34条第1項第12号に規定する特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有するもの（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎

年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第45条の3の3第1項に規定する総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第32条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第45条の3の2第1項第2号に規定する配偶者をいい、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号において同じ。）（退職手当等（法第50条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は法第23条第1項第9号に規定する扶養親族（年齢16歳未満の者又は法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは法第34条第1項第12号に規定する特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第32条第1

項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において法第45条の3の3第1項第3号に規定する政令で定める金額に満たない者を除く。）であって、法第23条第1項第10号に規定する障害者、法第23条第1項第11号に規定する寡婦若しくは法第23条第1項第12号に規定するひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。）若しくは法第34条第1項第12号に規定する特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法第45条の3の3第3項に規定する総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、法第317条の3の3第3項に規定する申告書と併せて提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令第8条の2の3において読み替えて準用する

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法第45条の3の3第2項に規定する総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、法第317条の3の3第2項に規定する申告書と併せて提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令第8条の2の3において読み替えて準用する

政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法第45条の3の3第5項に規定する総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を、法第317条の3の3第5項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができる。

5 略

(住宅の建築等に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第75条の2 住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、政令第37条の16に規定するものに限る。）（次に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第1号アからオまでに掲げる区域外又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域（第2号において「市街化調整区域」という。）のうち第2号ア若しくはイに掲げる区域外にあった場合における当該住宅を除く。第83条第1項において「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第37条の17に規定するもの）について1,200万円を価格から控除するものとする。

(1) 次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げ

政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法第45条の3の3第4項に規定する総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を、法第317条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができる。

5 略

(住宅の建築等に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第75条の2 住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、政令第37条の16に規定するものに限る。）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第37条の17に規定するもの）について1,200万円を価格から控除するものとする。

る区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として政令第37条の18第1項で定める期間が5年以上であるもののうち政令第37条の18第2項で定めるものの建替えにより新築された住宅を除く。)

ア 建築基準法第39条第1項の災害危険区域で法第73条の14第1項第1号イに規定する総務省令で定めるもの

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域

（2）市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がアに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域

イ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域で法第73条の14第1項第2号ロに規定す

る総務省令で定めるもの

2 略

3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で政令第37条の19第1項に規定するものをいう。第83条第3項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として政令第37条の19第2項に規定する基準（第83条第3項において「耐震基準」という。）に適合するものとして政令第37条の19第3項に規定するものをいう。以下同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸について、当該住宅が新築された時において施行されていた高知県税条例第75条の2第1項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除するものとする。

4～8 略

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）

第83条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（特定区域内住宅を除くものとし、政令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第39条の2の4第2項に規定するもの）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超え

2 略

3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で政令第37条の18第1項に規定するものをいう。第83条第3項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として政令第37条の18第2項に規定する基準（第83条第3項において「耐震基準」という。）に適合するものとして政令第37条の18第3項に規定するものをいう。以下同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸について、当該住宅が新築された時において施行されていた高知県税条例第75条の2第1項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除するものとする。

4～8 略

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）

第83条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（政令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第39条の2の4第2項に規定するもの）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じ

る場合には、200とする。) を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額) に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

(1)～(3) 略

2～8 略

付 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第9条 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条及び次条において「居住年」という。))が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第1項に規定する控除額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第38条及び第39条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。))を加算した額)の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度

て得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額) に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

(1)～(3) 略

2～8 略

付 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第9条 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条及び次条において「居住年」という。))が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第1項に規定する控除額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第38条及び第39条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。))を加算した額)の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度

額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第39条の3及び第39条の4の規定の適用については、第39条の3中「前3条」とあるのは「前3条及び付則第9条第1項」と、第39条の4中「前条まで」とあるのは「前条まで及び付則第9条第1項」とする。

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第12項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

(県民税の法人税割の税率の特例)

第11条 令和14年8月31日以前に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第46条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

(認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第17条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅（第75条の2第1項に規定する特定区域内住宅を除く。）の新築を令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間にした場合における第75条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当

額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第39条の3及び第39条の4の規定の適用については、第39条の3中「前3条」とあるのは「前3条及び付則第9条第1項」と、第39条の4中「前条まで」とあるのは「前条まで及び付則第9条第1項」とする。

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

(県民税の法人税割の税率の特例)

第11条 令和9年8月31日以前に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第46条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

(認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第17条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和13年3月31日までにした場合における第75条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和13年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるの

該取得が令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

第23条の2 令和元年10月1日（以下この条において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車（以下この条において「自家用の乗用車等」という。）であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成28年改正前の地方税法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であって、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及び高知県税条例等の一部を改正する条例（平成28年高知県条例第58号）第2条の規定による改正前の高知県税条例（第3項において「平成28年改正前の高知県税条例」という。）第143条の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項に規定する総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第147条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

は「1,300万円」とする。

第23条の2 令和元年10月1日（以下この条において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車（以下この条において「自家用の乗用車等」という。）であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成28年改正前の地方税法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であって、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及び高知県税条例等の一部を改正する条例（平成28年高知県条例第58号）第2条の規定による改正前の高知県税条例（第3項において「平成28年改正前の高知県税条例」という。）第143条の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項に規定する総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第147条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

2・3 略

- 4 前項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第154条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第154条第3項第1号	43,500円	49,500円（ <u>第147条第1項第1号、第4号又は第5号の規定が適用されるもの（特種用途自動車のうちトラックに準ずるものを除く。）</u> にあつては、51,700円）
第154条第3項第2号	年額43,500円	年額49,500円（ <u>第147条第1項第1号、第4号又は第5号の規定が適用</u>

2・3 略

- 4 前項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第154条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第154条第3項第1号	43,500円	49,500円（ <u>第155条の4第1項第1号、第4号又は第5号の規定が適用されるもの（特種用途自動車のうちトラックに準ずるものを除く。）</u> にあつては、51,700円）
第154条第3項第2号	年額43,500円	年額49,500円（ <u>第155条の4第1項第1号、第4号又は第5号の規定が</u>

		されるもの（特種用途自動車のうちトラックに準ずるものを除く。）にあつては、51,700円）			適用されるもの（特種用途自動車のうちトラックに準ずるものを除く。）にあつては、51,700円）
	43,500円（	49,500円（ <u>第147条</u> 第1項第1号、第4号又は第5号の規定が適用されるもの（特種用途自動車のうちトラックに準ずるものを除く。）にあつては、51,700円。ただし、		43,500円（	49,500円（ <u>第155条の4</u> 第1項第1号、第4号又は第5号の規定が適用されるもの（特種用途自動車のうちトラックに準ずるものを除く。）にあつては、51,700円。ただし、

新	旧	対	照	表
高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する 条例（抜粋）			高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する 条例（抜粋）	
（定義）			（定義）	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。			第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
（1） 地方活力向上地域 地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域をいう。			（1） 地方活力向上地域 地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域をいう。	
（2） 特定業務施設等 法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものをいう。			（2） 特定業務施設等 法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものをいう。	
（3） 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業 法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業をいう。			（3） 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業 法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業をいう。	
（4） 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。			（4） 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。	
（5） 認定地域再生計画 法第5条第1項に規定する地域再生計画（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）であって、同条第15項の規定による内閣総理大臣の認定を受けたものをいう。			（5） 認定地域再生計画 法第5条第1項に規定する地域再生計画（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）であって、同条第15項の規定による内閣総理大臣の認定を受けたものをいう。	

(6) 認定事業者 法第17条の2第1項各号に掲げる地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を実施する個人事業者又は法人であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を作成し、同条第3項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

(7) 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 法第17条の2第3項の規定による知事の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。

(8) 特定業務施設等用設備 特定業務施設等の用に供する設備であって、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産（次条第1項において「減価償却資産」という。）をいう。

（課税免除の税目及び要件）

第3条 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って特定業務施設等用設備を新設し、又は増設した認定事業者であって、次に掲げる要件に該当するもの（当該特定業務施設等用設備に関し高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）又は高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例（令和3年高知県条例第23号）の適用を受ける者を除く。）については、当該特定業務施設等用設備（特定業務施設の用に供する設備である減価償却資産に限る。次条第1項にお

(6) 認定事業者 法第17条の2第1項各号に掲げる地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を実施する個人事業者又は法人であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を作成し、同条第3項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

(7) 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 法第17条の2第3項の規定による知事の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。

(8) 特定業務施設等用設備 特定業務施設等の用に供する設備であって、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産（次条第1項において「減価償却資産」という。）をいう。

（課税免除の税目及び要件）

第3条 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って特定業務施設等用設備を新設し、又は増設した認定事業者であって、次に掲げる要件に該当するもの（当該特定業務施設等用設備に関し高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）又は高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例（令和3年高知県条例第23号）の適用を受ける者を除く。）については、当該特定業務施設等用設備（特定業務施設の用に供する設備である減価償却資産に限る。次条第1項にお

いて同じ。)に係る事業に対する事業税並びに当該特定業務施設等用設備である家屋及びその敷地である土地の取得(第1号に規定する公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。第5条において同じ。)に対する不動産取得税を課さない。

(1) 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により認定地域再生計画が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から令和10年3月31日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について法第17条の2第3項の規定による知事の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定に基づき当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設等用設備を新設し、又は増設して、事業の用に供した者

(2) 当該新設し、又は増設した特定業務施設等用設備の取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円)以上であった者

(事業税の課税免除額)

いて同じ。)に係る事業に対する事業税並びに当該特定業務施設等用設備である家屋及びその敷地である土地の取得(第1号に規定する公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。第5条において同じ。)に対する不動産取得税を課さない。

(1) 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により認定地域再生計画が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から令和8年3月31日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について法第17条の2第3項の規定による知事の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定に基づき当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設等用設備を新設し、又は増設して、事業の用に供した者

(2) 当該新設し、又は増設した特定業務施設等用設備の取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円)以上であった者

(事業税の課税免除額)

第4条 前条の規定により課税免除をする事業税の額は、特定業務施設等用設備を事業の用に供した日（以下この項において「事業開始の日」という。）の属する年（第6条第3項において「初年」という。）以降3箇年又は当該事業開始の日の属する事業年度（同項において「初年度」という。）以降3箇年度について、当該各年又は各事業年度に係る所得又は収入金額（当該認定事業者に対して課する事業税の課税標準となるものをいう。）のうち当該特定業務施設等用設備に係るものとして、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額に対して課する事業税の額とする。

（1）電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額

当該新設し、又は増設した特定業務施設等用設備に係る固定資産の価額を当該特定業務施設等用設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額で除したものに当該認定事業者に対して課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額を乗じて得た額

（2）鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額

当該新設し、又は増設した軌道のうち特定業務施設等用設備に係る軌道の延長キロメートル数を当該軌道を新設し、又は増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数で除したものに当該認定事業者に対して課する事業税の課税標準となるべき当該

第4条 前条の規定により課税免除をする事業税の額は、特定業務施設等用設備を事業の用に供した日（以下この項において「事業開始の日」という。）の属する年（第6条第3項において「初年」という。）以降3箇年又は当該事業開始の日の属する事業年度（同項において「初年度」という。）以降3箇年度について、当該各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額（当該認定事業者に対して課する事業税の課税標準となるものをいう。）のうち当該特定業務施設等用設備に係るものとして、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額に対して課する事業税の額とする。

（1）電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業に係る所得金額又は収入金額

当該新設し、又は増設した特定業務施設等用設備に係る固定資産の価額を当該特定業務施設等用設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額で除したものに当該認定事業者に対して課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額又は収入金額を乗じて得た額

（2）鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額

当該新設し、又は増設した軌道のうち特定業務施設等用設備に係る軌道の延長キロメートル数を当該軌道を新設し、又は増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数で除したものに当該認定事業者に対して課する事業税の課税標準となるべき当該

事業年度又は当該年に係る所得金額を乗じて得た額

(3) 前2号に掲げる業種以外の業種に係る所得又は収入金額

当該新設し、又は増設した特定業務施設等用設備に係る従業者の数を当該特定業務施設等用設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除したものに当該認定事業者に係る事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額を乗じて得た額

2 略

事業年度又は当該年に係る所得金額を乗じて得た額

(3) 前2号に掲げる業種以外の業種に係る所得金額又は収入金額

当該新設し、又は増設した特定業務施設等用設備に係る従業者の数を当該特定業務施設等用設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除したものに当該認定事業者に係る事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額又は収入金額を乗じて得た額

2 略

新	旧	対	照	表
新				旧
高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）			高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）	
第2条 この条例においては、次に掲げる基準を定めるものとする。			第2条 この条例においては、次に掲げる基準を定めるものとする。	
(1) 指定通所支援（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等が行う法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。）及び法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準			(1) 指定通所支援（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等が行う法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。）及び法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準	
(2)・(3) 略			(2)・(3) 略	
(4) 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準			(4) 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	
(5) 法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (定義)			(5) 法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (定義)	
第3条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。			第3条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。	
(1) 前条第1号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。次条第1項にお			(1) 前条第1号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。次条第1項にお	

いて「指定通所支援等基準省令」という。)

(2) 略

(3) 前条第4号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。次条第2項において「指定障害児入所施設等基準省令」という。)

(4) 前条第5号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次条第3項において「児童福祉施設基準省令」という。)

（指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定通所支援等基準省令（指定通所支援等基準省令第40条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号。次項において「令和7年内閣府令第104号」という。）附則第8条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定める

いて「指定通所支援等基準省令」という。)

(2) 略

(3) 前条第4号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。次条第2項において「指定障害児入所施設等基準省令」という。)

(4) 前条第5号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次条第3項において「児童福祉施設基準省令」という。)

（指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定通所支援等基準省令（指定通所支援等基準省令第40条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号。次項において「令和7年内閣府令第80号」という。）第3条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定める

ものを除くほか、指定障害児入所施設等基準省令（指定障害児入所施設等基準省令第37条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和7年内閣府令第104号附則第9条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

- 3 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、児童福祉施設基準省令（児童福祉施設基準省令第6条及び第6条の2を除く。）で定める基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第10号）第1条及び第4条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

ものを除くほか、指定障害児入所施設等基準省令（指定障害児入所施設等基準省令第37条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和7年内閣府令第80号第4条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

- 3 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、児童福祉施設基準省令（児童福祉施設基準省令第6条及び第6条の2を除く。）で定める基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第92号）第1条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

新 新	旧	対 照 表 旧
高知県認定こども園条例（抜粋）		高知県認定こども園条例（抜粋）
（幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準）		（幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準）
第6条 法第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。		第6条 法第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
（1） 法第13条第2項第1号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第9条、第10条及び第18条（高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）第4条第3項の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「児童福祉施設基準省令」という。）の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第1号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）並びに <u>附則第2項、第4項及び第8項から第14項までの規定による基準</u>		（1） 法第13条第2項第1号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第9条、第10条及び第18条（高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）第4条第3項の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「児童福祉施設基準省令」という。）の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第1号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）並びに <u>附則第2項、第4項及び第8項から第13項までの規定による基準</u>
（2） 略		（2） 略
（3） 法第13条第2項第3号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 <u>第8条の2、第8条の3、</u> 第14条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第17		（3） 法第13条第2項第3号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 <u>第8条の2、</u> 第14条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第17条及び第18条

条及び第18条（児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第3号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準
(4) 略
(虐待等の禁止)

第8条の2 略

(児童対象性暴力等の防止)

第8条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条及び別表の7の(12)において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。別表の7の(12)において同じ。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(学級の編制に関する基準)

第9条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児の数は、30人以下を原則とする。

3 略

(人員に関する基準)

(児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第3号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準
(4) 略
(虐待等の禁止)

第8条の2 略

(学級の編制に関する基準)

第9条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。

3 略

(人員に関する基準)

第10条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 略

3 幼保連携型認定こども園に置く園児に対する教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下この章及び附則第8項において同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
満3歳以上満4歳に満たない園児	おおむね15人につき1人
満1歳以上満3歳に満たない園児	おおむね6人につき1人
満1歳に満たない園児	おおむね3人につき1人

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この表において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講

第10条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 略

3 幼保連携型認定こども園に置く園児に対する教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下この章及び附則第8項において同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
満3歳以上満4歳に満たない園児	おおむね15人につき1人
満1歳以上満3歳に満たない園児	おおむね6人につき1人
満1歳に満たない園児	おおむね3人につき1人

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この表において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園

師であって、園児に対する教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

2～4 略

5 この表の備考1に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同備考に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

4 略

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 副園長又は教頭

(2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

児に対する教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

2～4 略

4 略

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 副園長又は教頭

(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) 事務職員

(連携型外認定こども園の認定の基準の準用)

第16条 幼保連携型認定こども園の運営については、別表の7の(11)及び(13)、8並びに9に規定する基準を準用する。

(学校教育法施行規則の準用)

第17条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「園児(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第7項に規定する園児をいう。以下この条において同じ。)が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

附 則

1～7 略

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第10条第3項本文の規定により必要となる園児に対する教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

9 第10条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭又は養護教諭として従事して

(3) 事務職員

(連携型外認定こども園の認定の基準の準用)

第16条 幼保連携型認定こども園の運営については、別表の7の(11)及び(12)、8並びに9に規定する基準を準用する。

(学校教育法施行規則の準用)

第17条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「園児(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児をいう。以下この条において同じ。)が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

附 則

1～7 略

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第10条第3項本文の規定により必要となる園児に対する教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

9 第10条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。

いる者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10～12 略

13 第10条第3項の表備考5及び附則第9項から前項までの規定により同表備考1に定める者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

14 第10条第3項の表備考5及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に定める者（同表備考5ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（連携型外認定こども園の職員の数に係る特例）

15 別表の2の(5)の規定により同表の2の(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者を特定理学療法士等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等の総数は、同表の1の(1)の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表（第3条関係）

以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10～12 略

13 附則第9項から前項までの規定により第10条第3項の表備考1に定める者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表（第3条関係）

連携型外認定こども園の認定の基準

1 職員の配置

(1) 略

(2) 満3歳以上の子どもであって、教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者をいう。）及び教育及び保育時間相当利用児（保育所と同様に1日に8時間程度利用する者をいう。）に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員に担当させること。この場合において、1学級の子どもの数は、30人以下とすること。

2 職員の資格

(1) 1により連携型外認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳に満たない子どもに対する保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）の資格を有する者であること。

(2) 1により連携型外認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法第4条第2項及び第4項に規定する免許状をいう。5の(3)において同じ。）及び保育士の資格を併有する者であること。

(3) 略

(4) 連携型外認定こども園の長（連携型外認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。以下同じ。）は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、当該連携型外認定こども園の管理及び運営を行う能力を

連携型外認定こども園の認定の基準

1 職員の配置

(1) 略

(2) 満3歳以上の子どもであって、教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者をいう。）及び教育及び保育時間相当利用児（保育所と同様に1日に8時間程度利用する者をいう。）に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員に担当させること。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下とすること。

2 職員の資格

(1) 1により連携型外認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳に満たない子どもに対する保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）の資格を有する者であること。

(2) 1により連携型外認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法第4条第2項及び第4項に規定する免許状をいう。5の(3)において同じ。）及び保育士の資格を併有する者であること。

(3) 略

(4) 連携型外認定こども園の長（連携型外認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。以下同じ。）は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、当該連携型外認定こども園の管理及び運営を行う能力を

有すること。

(5) (1)及び(2)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該連携型外認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができること。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこと。

3 略

4 教育及び保育の内容

(1) 連携型外認定こども園における教育及び保育の内容は、法第5条の規定に基づき、法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえ、幼稚園教育要領及び厚生労働省が定める保育所保育指針に基づくものであるとともに、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の連携型外認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) 略

5・6 略

7 管理運営等

(1)～(11) 略

(12) 連携型外認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行わ

有すること。

3 略

4 教育及び保育の内容

(1) 連携型外認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえ、幼稚園教育要領及び厚生労働省が定める保育所保育指針に基づくものであるとともに、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の連携型外認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) 略

5・6 略

7 管理運営等

(1)～(11) 略

れた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

(13) 連携型外認定こども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(13)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする
こと。

8～10 略

(12) 連携型外認定こども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(12)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする
こと。

8～10 略

新	旧	対	照	表
高知県認定こども園条例の一部を改正する条例（抜粋）			高知県認定こども園条例の一部を改正する条例（抜粋）	
附 則			附 則	
（施行期日）			（施行期日）	
1 この条例は、公布の日から施行する。			1 この条例は、公布の日から施行する。	
（経過措置）			（経過措置）	
2 高知県認定こども園条例第2条第1号に規定する <u>幼保連携型認定こども園</u> （次項において「 <u>幼保連携型認定こども園</u> 」という。）において、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の高知県認定こども園条例（以下「 <u>新条例</u> 」という。）第10条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の高知県認定こども園条例（以下「 <u>旧条例</u> 」という。）第10条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。			2 高知県認定こども園条例第2条第1号に規定する <u>幼保連携型認定こども園</u> において、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の高知県認定こども園条例（次項において「 <u>新条例</u> 」という。）第10条第3項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の高知県認定こども園条例（次項において「 <u>旧条例</u> 」という。）第10条第3項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。	
3 <u>幼保連携型認定こども園において、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、新条例第10条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しな</u>				

い。この場合において、旧条例第10条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

4 高知県認定こども園条例第2条第2号に規定する連携型外認定こども園（次項において「連携型外認定こども園」という。）において、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、新条例別表の1の(1)のウの規定は、適用しない。この場合において、旧条例別表の1の(1)のウの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

5 連携型外認定こども園において、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新条例別表の1の(1)のエの規定は、適用しない。この場合において、旧条例別表の1の(1)のエの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 高知県認定こども園条例第2条第2号に規定する連携型外認定こども園において、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新条例別表の1の(1)の規定は、適用しない。この場合において、旧条例別表の1の(1)の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告要綱

1 条例改正の目的

地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）が令和８年３月31日に公布されたこと等に伴い、不動産取得税、軽油引取税及び自動車税について必要な改正をするため、高知県税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものである。

2 主要内容

（１） 不動産取得税

ア 免税点について、土地の取得にあつては16万円（改正前は10万円）に、家屋の取得のうち、建築に係るものにあつては66万円（改正前は23万円）、その他のものにあつては34万円（改正前は12万円）に引き上げること。（第77条第１項）

イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和13年３月31日まで延長すること。（付則第16条）

ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和13年３月31日まで延長すること。（付則第17条）

（２） 軽油引取税

軽油引取税の税率の特例措置を廃止等すること。（付則第22条の５から第22条の７まで）

（３） 自動車税

ア 令和８年４月１日に自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とするほか、所要の規定の整備を行うこと。（第２章第８節）

イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置の延長をすること。（付則第23条）

（４） その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

新	旧	対	照	表
新	旧			旧

高知県税条例（抜粋）

高知県税条例（抜粋）

目次

第1章 略

第2章 普通税

第1節～第7節 略

第8節 自動車税（第142条—第155条）

第9節～第11節 略

第3章 略

付則

（県税事務所長に対する知事の権限の委任）

第5条 知事は、徴収金の賦課徴収及び県税に係る過料の徴収に関する事項を県税の課税地を所轄する県税事務所長に委任する。ただし、還付すべき過誤納金又は過誤納金以外の還付金（当該過誤納金又は過誤納金以外の還付金に加算すべき還付加算金を含む。以下この項において「過誤納金等」という。）がある場合における当該過誤納金等の充当に関する事項については、当該過誤納金等が発生した県税事務所長に委任する。

2 略

3 知事は、第1項本文の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、高知県中央東県税事務所長に委任する。ただし、第1号に掲げる事項のうち法第739条の5に規定する事項については、第40条の2第1項の規定により個人の県民税の賦課徴収を行う市

目次

第1章 略

第2章 普通税

第1節～第7節 略

第8節 自動車税（第142条—第155条の13）

第9節～第11節 略

第3章 略

付則

（県税事務所長に対する知事の権限の委任）

第5条 知事は、徴収金の賦課徴収及び県税に係る過料の徴収に関する事項を県税の課税地を所轄する県税事務所長に委任する。ただし、還付すべき過誤納金又は過誤納金以外の還付金（当該過誤納金又は過誤納金以外の還付金に加算すべき還付加算金を含む。以下この項において「過誤納金等」という。）がある場合における当該過誤納金等の充当に関する事項については、当該過誤納金等が発生した県税事務所長に委任する。

2 略

3 知事は、第1項本文の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、高知県中央東県税事務所長に委任する。ただし、第1号に掲げる事項のうち法第739条の5に規定する事項については、第40条の2第1項の規定により個人の県民税の賦課徴収を行う市

町村の区域を所轄する県税事務所長（高知市にあっては、高知県中央西県税事務所長とする。）に委任する。

（１）・（２） 略

（３） 証紙徴収の方法によって徴収する自動車税に関する事項（第146条ただし書の規定による課税免除の承認に関する事項を含む。）

（４） 前号に掲げるもののほか、高知県中央西県税事務所長の所轄する課税地に係る自動車税に関する事項

４～７ 略

（納期限後に納付する税金又は納入する納入金に係る延滞金）

第26条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額に、その納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とし、第150条第５項の規定による普通徴収の自動車税にあっては、当該自動車税に係る納税通知書を発した日とする。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

（１） 略

（２） 法第53条第１項、第２項若しくは第31項の規定による申告

町村の区域を所轄する県税事務所長（高知市にあっては、高知県中央西県税事務所長とする。）に委任する。

（１）・（２） 略

（３） 自動車税の環境性能割（法第145条第１号に規定する環境性能割をいう。以下同じ。）に関する事項

（４） 証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割（法第145条第２号に規定する種別割をいう。以下同じ。）に関する事項（第155条の３ただし書の規定による課税免除の承認に関する事項を含む。）

（５） 前号に掲げるもののほか、高知県中央西県税事務所長の所轄する課税地に係る自動車税の種別割に関する事項

４～７ 略

（納期限後に納付する税金又は納入する納入金に係る延滞金）

第26条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額に、その納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とし、第155条の７第４項の規定による普通徴収の自動車税の種別割にあっては、当該自動車税の種別割に係る納税通知書を発した日とする。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

（１） 略

（２） 法第53条第１項、第２項若しくは第31項の規定による申告

書、法人の行う事業に対する事業税の申告書（修正申告書を除く。）又は法第74条の10第1項若しくは第3項の規定による申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 略

(4) 法第74条の12第2項の規定による修正申告書に係る税額
当該修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5)・(6) 略

(所得割の課税標準)

第36条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 略

3 特定配当等（法第23条第1項第15号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 略

(不動産取得税の免税点)

第77条 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては16万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下この条において同じ。）につき66万円、その他のものにあつては一戸につき34万円に満たない場合においては、不動産取得税を課することができない。

書、法人の行う事業に対する事業税の申告書（修正申告書を除く。）若しくは法第74条の10第1項若しくは第3項の規定による申告書でその提出期限後に提出したもの又は法第161条第1項の規定による申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 略

(4) 法第74条の12第2項又は第161条第2項の規定による修正申告書に係る税額 当該修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5)・(6) 略

(所得割の課税標準)

第36条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 略

3 特定配当等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 略

(不動産取得税の免税点)

第77条 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては10万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下この条において同じ。）につき23万円、その他のものにあつては一戸につき12万円に満たない場合においては、不動産取得税を課することができない。

2・3 略

（譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第86条の4 知事は、譲渡により担保の目的となっている財産（以下「譲渡担保財産」という。）の権利者（以下「譲渡担保権者」という。）が譲渡担保財産の取得（第71条第2項本文の規定が適用されるものを除く。）をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合における新設定者を除く。）に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2～7 略

（自動車税の納税義務者等）

第142条 自動車税は、自動車（法第145条に規定する自動車をいう。第154条を除き、以下この節において同じ。）に対し、その所有者（所有者が法第148条第1項の規定により自動車税を課することができない者である場合には、当該自動車の所有者以外の使用者）に課する。

2・3 略

（譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第86条の4 知事は、譲渡により担保の目的となっている財産（以下「譲渡担保財産」という。）の権利者（以下「譲渡担保権者」という。）が譲渡担保財産の取得（第71条第2項本文の規定が適用されるものを除く。）をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合における新設定者を除く。第153条において同じ。）に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2～7 略

（自動車税の納税義務者等）

第142条 自動車税は、自動車（法第145条第3号に規定する自動車をいう。第155条の12を除き、以下この節において同じ。）に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者（所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、当該自動車の所有者以外の使用者）に種別割によって、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次条において同じ。）以外の目

(自動車税のみなす課税)

第143条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、買主を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

(自動車税の納税管理人)

第144条 自動車税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない

的に供するために自動車を取得した者として政令第44条の2に規定するものを含まないものとする。

(自動車税のみなす課税)

第143条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は政令第44条の2に規定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(種別割の納税管理人)

第144条 種別割の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場

場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該課税地を所轄する県税事務所の所轄区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要を生じた日から10日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該所轄区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要を生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。当該申告をした納税管理人を変更した場合その他申告をした事項に異動を生じた場合においてはその変更又は異動を生じた日から10日以内にその旨を申告し、当該承認を受けた納税管理人を変更しようとする場合においてはその変更する必要を生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る自動車税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

3 知事は、前項の認定をした納税義務者について当該納税義務者に係る自動車税の徴収の確保に支障が生じると認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(自動車税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第145条 前条第2項の認定を受けていない自動車税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該課税地を所轄する県税事務所の所轄区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要を生じた日から10日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該所轄区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要を生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。当該申告をした納税管理人を変更した場合その他申告をした事項に異動を生じた場合においてはその変更又は異動を生じた日から10日以内にその旨を申告し、当該承認を受けた納税管理人を変更しようとする場合においてはその変更する必要を生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

3 知事は、前項の認定をした納税義務者について当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障が生じると認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第145条 前条第2項の認定を受けていない種別割の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(環境性能割の課税標準)

第146条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として法第156条に規定する総務省令で定めるところにより算定した金額（以下「通常の取得価額」という。）とする。

(環境性能割の税率)

第147条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項から第4項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号イに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えない

こと。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率（法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が基準エネルギー消費効率（法第145条第5号に規定する基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ロに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定め

る窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ハに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ニに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ホに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって令和4年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和4年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の95を乗じて得た数値（車両総重量が2.5トン以下のトラックにあっては、令和4年度基準エネルギー消費効率）以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号へに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号イに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用い

る自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第3号において同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号イに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イ(1)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同号イ(1)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ロに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年度輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ハに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ニに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ホに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超

えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号へに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。

キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号トに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号ト(1)(i)に規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号ト(1)(ii)に規定する総務省令で定めるもの（以下この条

において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項から第6項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号イに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費

効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ロに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ハに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費

効率以上であること。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ニに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ホに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法

第157条第2項第2号イに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号イに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 平成30年輕油輕中量車基準又は平成21年輕油輕中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号ロに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 平成30年輕油輕中量車基準又は平成21年輕油輕中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号ハに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油輕中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号

ニに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号ホに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項から第6項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項（第1号ア、イ及びオに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア、イ及びエに係る部分に限る。）の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法第149条第2項に規定する総務省令で定める方法並びに令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同項に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー

一消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同項に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 略

5 第1項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法第149条第3項に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同項に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 略

6 第1項（第3号キに係る部分に限る。）及び第2項（第3号オに係る部分に限る。）の規定は、令和7年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法第149条第4項に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法と

して同項に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、第1項第3号キ(イ)中「令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。）」とあるのは「平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

（環境性能割の免税点）

第148条 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第149条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

第150条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の規定による環境性能割の申告書（以下この条及び第155条において「申告書」という。）を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

（1）新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

（2）道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（以下「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を

受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

（3） 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

（4） 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、申告書又は規則で定める様式による環境性能割の修正申告書（以下この条及び第155条において「修正申告書」という。）に規則で定めるところにより証紙代金収納計器により当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。次項において同じ。）に相当する金額の表示を受けてしなければならない。

3 環境性能割の納税義務者が環境性能割額を納付する場合において、知事が特別の事情があると認めたときは、前項に規定する方法に代えて、当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。この場合において、知事は、申告書又は修正申告書に規則で定める様式による納税済印を押印するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行う場合におい

て、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年高知県条例第65号）第5条第1項の規定に基づき同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織（法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。第155条の7の2において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（法第761条に規定する地方税共同機構をいう。第155条の7の2において同じ。）を経由して、第1項の規定による申告書の提出を行うときは、当該納税義務者は、当該新規登録又は移転登録の申請をした際に、当該新規登録又は移転登録の申請に係る自動車に対して課する環境性能割を知事から得た納付情報により納付する方法で納付しなければならない。

（環境性能割の報告）

第151条 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）

は、前条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第2項の規定による環境性能割の報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第152条 環境性能割の納税義務者が第150条第1項の規定により申告し、又は前条の規定により報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第153条 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予するものとする。

3 知事は、前項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

4 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第1項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

5 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第1項の規定の適用があることとなったときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

6 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する

場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

7 第2項の申告をする者は、次に掲げる事項等を規則で定める様式により、第150条第1項の規定による申告をする際に、併せて知事に申告しなければならない。

(1) 譲渡担保権者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 譲渡担保財産の設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(3) 譲渡担保財産の表示

(4) 譲渡担保財産の設定年月日

(5) 譲渡担保契約の解除予定年月日

8 第5項の規定による還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 譲渡担保権者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 譲渡担保財産の設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(3) 譲渡担保財産の表示

(4) 譲渡担保財産の設定年月日

(5) 譲渡担保契約の解除年月日

(6) 還付を受けるべき金額

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第154条 自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この条において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないこと又は当該自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対す

る環境性能割に係る納税義務を免除するものとする。

2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付するものとする。

3 前項の規定により還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 自動車販売業者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(3) 自動車の種類、用途、車名及び型式

(4) 自動車の車台番号及び登録番号又は車両番号

(5) 環境性能割額の納付年月日及び還付を受けるべき金額

(6) 自動車の取得年月日及び返還年月日

(7) 自動車の返還理由

(8) 前各号に掲げる事項のほか、知事が必要があると認める事項

4 前条第6項の規定は、第2項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。

(環境性能割に係る更正及び決定等)

第155条 知事は、申告書又は修正申告書の提出があった場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は環境性能割額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。

2 知事は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかった場合には、その調査によって、申告すべき課税標準額及び環境性

能割額を決定するものとする。

3 知事は、第1項若しくはこの項の規定により更正し、又は前項の規定により決定した課税標準額又は環境性能割額について過不足額があることを知ったときは、その調査によって、これを更正するものとする。

4 法第168条第4項の規定による環境性能割に係る更正又は決定の通知、法第171条第7項の規定による環境性能割に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第172条第5項の規定による環境性能割に係る重加算金額の決定の通知は、規則で定める様式によって行うものとする。

（環境性能割の減免）

第155条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、当該自動車の取得者の申請により、環境性能割を減免することができる。

（1） 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又は巡回診療の用に供する自動車

（2） 身体に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）が取得した当該身体障害者が専ら運転する自動車で知事が必要があると認めるもの

（3） 身体障害者のうち規則で定める重度の障害を有する者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「精神障害者」という。）（以下「重度身体障害者等」という。）が取得した当該重度身体障害者等と生計を一にする者が専ら当該重度身体障害者等のために運転する自動車（当該重度身体障害者等が年齢18歳未満

の重度身体障害者である場合又は精神障害者である場合にあっては、当該重度身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車を含む。）又は重度身体障害者等（単身で生活する者又は当該重度身体障害者等と生活を共にする者がある場合は、その者が身体若しくは精神に障害を有する者で規則で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が取得した自動車で当該重度身体障害者等を常時介護する者が専ら当該重度身体障害者等のために運転する自動車で知事が必要があると認めるもの

（４） 身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）の利用に専ら供するための構造を有する自動車として規則で定めるもの

（５） 身体障害者等の利用に供するための構造を有する自動車として規則で定めるもの

（６） 専ら身体障害者が運転するための構造を有する自動車として規則で定めるもの（営業用のものに限る。）

（７） 天災により滅失し、又は損壊した自動車又は法第442条第5号に規定する軽自動車（以下この条において「被災自動車」という。）の所有者が当該滅失又は損壊のあった日から3月以内に当該被災自動車に代わるものとして取得した自動車で知事が必要があると認めるもの

（８） 前各号に掲げる自動車のほか、専ら公益の用に供する自動車で知事が必要があると認めるもの

2 前項の規定に基づき環境性能割を減免することができる金額は、次に掲げる金額に、第147条各項に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各項に規定する税率を乗じて得た金額を限度と

する。

(1) 前項第1号及び第8号に掲げる自動車にあっては、当該自動車の通常の取得価額

(2) 前項第2号から第4号までに掲げる自動車にあっては、次に掲げる金額

ア 当該自動車の通常の取得価額が300万円以下の場合は、当該通常の取得価額

イ 当該自動車の通常の取得価額が300万円を超える場合は、300万円（当該通常の取得価額に身体障害者等の利用に供するための構造変更に必要な金額又は身体障害者が運転するための構造変更に必要な金額が含まれるときは、300万円に当該構造変更に必要な金額を加算した金額）

(3) 前項第5号及び第6号に掲げる自動車にあっては、当該自動車の通常の取得価額のうち、身体障害者等の利用に供するための構造変更に必要な金額又は身体障害者が運転するための構造変更に必要な金額

(4) 前項第7号に掲げる自動車にあっては、被災自動車の価格として知事が認める価格（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）

3 第1項の規定に基づき環境性能割の減免を受けようとする者は、第150条第1項の規定による申告をする際に、併せて次に掲げる事項（第1項第1号又は第8号に掲げる自動車の取得にあっては第4号から第7号までに掲げる事項、同項第2号又は第3号に掲げる自動車の取得にあっては第7号に掲げる事項、同項第4号から第6号までに掲げる自動車の取得にあっては第4号から第

5号まで及び第7号に掲げる事項、同項第7号に掲げる自動車の取得にあっては第4号から第6号までに掲げる事項を除く。）を記載した申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、第1項第2号から第6号までに掲げる自動車の取得にあっては減免を必要とする理由を証明する書類を添付するとともに、規則で定める書類及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示し、同項第7号又は第8号に掲げる自動車の取得にあってはその事由を証明する書類を添付しなければならない。

（1）申請者の住所又は所在地及び氏名又は名称

（2）自動車の登録番号又は車両番号、主たる定置場及び用途

（3）自動車の所有者及び使用者の住所又は所在地及び氏名又は名称

（4）運転免許証を提示する場合にあっては、申請者又は運転者の運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限

（4）の2 免許情報記録個人番号カードを提示する場合にあっては、申請者又は運転者の免許情報記録（道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。）の番号、運転免許の年月日及び免許情報記録の有効期限

（4）の3 申請者又は運転者の運転免許の種類及び当該運転免許に条件が付されているときはその条件

（5）運転者の住所、氏名及び申請者との続柄

（6）自動車の特別仕様又は構造変更の内容（第1項第2号又は第3号に掲げる自動車にあっては、特別仕様又は構造変更を有

(自動車税の課税免除等)

第146条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第3号及び第4号の自動車については、知事の承認を受けたものに限る。

(1) 商品であって使用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条の規定による登録を受けている自動車を除く。)

(2)～(4) 略

(自動車税の税率)

第147条 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)

ア 営業用

(ア) 電気自動車(法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車をいう。以下この条において同じ。) 年額7,500円

するものに限る。)

(7) 被災自動車の取得年月日、登録番号又は車両番号及び用途

(8) 前各号に掲げる事項のほか、知事が必要があると認める事項

4 前項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示する者は、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報(道路交通法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第155条の12第5項において同じ。)を確認するために必要な措置を受けなければならない。

(種別割の課税免除等)

第155条の3 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第3号及び第4号の自動車については、知事の承認を受けたものに限る。

(1) 商品であって使用しない自動車(道路運送車両法第4条の規定による登録を受けている自動車を除く。)

(2)～(4) 略

(種別割の税率)

第155条の4 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)

ア 営業用

(ア) 電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下この条において同じ。) 年額7,500円

(イ)～(サ) 略

イ 略

(2)～(5) 略

2 前項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する自動車税の税率は、同項（同号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1)・(2) 略

3 略

(自動車税の賦課期日)

第148条 自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

(自動車税の納期)

第149条 自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。

ただし、特別の事情がある場合における納期は、納税通知書に定めるところによる。

2 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(自動車税の徴収の方法)

第150条 自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

2 道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）の申請があった自動車について法第157条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、第148条に規定する自動車税の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず証紙徴収の方法による。

(イ)～(サ) 略

イ 略

(2)～(5) 略

2 前項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1)・(2) 略

3 略

(種別割の賦課期日)

第155条の5 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

(種別割の納期)

第155条の6 種別割の納期は、5月16日から同月31日までとする。

ただし、特別の事情がある場合における納期は、納税通知書に定めるところによる。

2 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(種別割の徴収の方法)

第155条の7 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

2 新規登録の申請があった自動車について法第177条の10第1項の規定により課する種別割の徴収については、第155条の5に規定する種別割の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず証紙徴収の方法による。

3 前項に規定する場合にあっては、自動車税の納税者は、新規登録の申請をしたときに、次条の規定により提出すべき申告書に規則で定めるところにより証紙代金収納計器による当該自動車税額に相当する金額の表示を受け、又は知事が特別の事情があると認めたときに限り当該自動車税額に相当する現金を納付しなければならない。

4 知事は、前項の規定により自動車税額に相当する現金の納付があったときは、申告書に規則で定める様式による納税済印を押印するものとする。

5 前項の規定による申告書の提出がなかったことにより、第2項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

6 自動車税の納税通知書は、規則で定める様式による。
(自動車税の徴収の方法の特例)

第150条の2 自動車税の納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第5条第1項の規定に基づき同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第2項から第4項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課す

3 前項に規定する場合にあっては、種別割の納税者は、新規登録の申請をしたときに、次条の規定により提出すべき申告書に規則で定めるところにより証紙代金収納計器による当該種別割額に相当する金額の表示を受け、又は知事が特別の事情があると認めたときに限り当該種別割額に相当する現金を納付しなければならない。

4 知事は、前項の規定により種別割額に相当する現金の納付があったときは、申告書に規則で定める様式による納税済印を押印するものとする。

5 前項の規定による申告書の提出がなかったことにより、第2項の規定により種別割を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

6 種別割の納税通知書は、規則で定める様式による。
(種別割の徴収の方法の特例)

第155条の7の2 種別割の納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第5条第1項の規定に基づき同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第2項から第4項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課

る自動車税を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

（自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告）

第151条 自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日の翌日から起算して15日を経過する日まで（15日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県から県内に変更された場合に限る。次項において「変更登録」という。）又は道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（次項において「移転登録」という。）の申請をするときは、その申請をした際に）に法第160条第1項の規定による自動車税の申告書を知事に提出しなければならない。

（1） 略

（2） 自動車が第143条の2又は第146条の規定の適用を受けることとなったとき又は受けなくなったとき。

（3）・（4） 略

（5） 法第146条第2項の使用者となったとき又は使用者でなくなったとき。

（6） 略

2 前項の規定により申告書を提出した者が、その申告書を提出した後に新規登録、変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際に法第160条第1項の規定による自動車税の申告書を知事に提出しなければならない。

3 第1項の規定は、自動車税の納税義務者が前2項の規定により

する種別割を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

（種別割の賦課徴収に関する申告又は報告）

第155条の8 種別割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日の翌日から起算して15日を経過する日まで（15日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県から県内に変更された場合に限る。次項において「変更登録」という。）又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際に）に法第177条の13第1項の規定による種別割の申告書を知事に提出しなければならない。

（1） 略

（2） 自動車が第143条の2又は第155条の3の規定の適用を受けることとなったとき又は受けなくなったとき。

（3）・（4） 略

（5） 法第146条第3項の使用者となったとき又は使用者でなくなったとき。

（6） 略

2 前項の規定により申告書を提出した者が、その申告書を提出した後に新規登録、変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際に法第177条の13第1項の規定による種別割の申告書を知事に提出しなければならない。

3 第1項の規定は、種別割の納税義務者が前2項の規定により申

申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じた場合について準用する。

4 略

(自動車税に係る不申告等に関する過料)

第152条 自動車税の納税義務者又は第143条第1項に規定する自動車の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 略

(自動車税の軽減)

第153条 知事は、災害により自己の所有に係る自動車につき損害を生じ相当の修繕を要すると認められる者に対しては、当該自動車に係る自動車税額のうち当該災害を受けた日以後の納期に係る自動車税額について、当該自動車税額の2分の1以内の額を軽減することができる。

2 略

3 第1項の規定により自動車税の軽減を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

第153条の2 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受け、自動車を販売することを業とする者のうち規則で定めるものが賦課期日において、商品として所有し、かつ、展示している（修理その他やむを得ない理由により展示することができない場合を除く。）自動車のうち規則で定めるものに係る自動車税額について、当該自動車税額の12分の3に

申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じた場合について準用する。

4 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第155条の9 種別割の納税義務者又は第143条第1項に規定する自動車の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 略

(種別割の軽減)

第155条の10 知事は、災害により自己の所有に係る自動車につき損害を生じ相当の修繕を要すると認められる者に対しては、当該自動車に係る種別割額のうち当該災害を受けた日以後の納期に係る種別割額について、当該種別割額の2分の1以内の額を軽減することができる。

2 略

3 第1項の規定により種別割の軽減を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

第155条の11 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受け、自動車を販売することを業とする者のうち規則で定めるものが賦課期日において、商品として所有し、かつ、展示している（修理その他やむを得ない理由により展示することができない場合を除く。）自動車のうち規則で定めるものに係る種別割額について、当該種別割額の12分の3に相当

相当する額（賦課期日から5月31日までの間において、当該自動車税の納税義務が消滅した場合にあっては、法第157条第2項の規定により月割をもって課する自動車税に相当する額）を軽減することができる。

2 略

（身体障害者等に対する自動車税の減免）

第154条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車（法第145条に規定する自動車をいう。）のうち、規則で定める自動車（以下この条において「自動車」という。）1台に限り、自動車税を減免することができる。

（1）身体に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この条において「身体障害者」という。）が所有する自動車で、専らその者が運転するもの

（2）身体障害者のうち規則で定める重度の障害を有する者（以下この号において「重度身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この号において「精神障害者」という。）（以下この号において「重度身体障害者等」という。）が所有する自動車（当該重度身体障害者等が年齢18歳未満の重度身体障害者である場合又は精神障害者である場合にあっては、当該重度身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、当該重度身体障害者等と生計を一にする者が専ら当該重度身体障害者等のために運転するもの又は当該重度身体障害者等（単身で生活する者又は当該重度身体障害者等と生活を共にする者がある場合は、その者が身体若しくは精神に障害を有する者で規則で定めるものに

する額（賦課期日から5月31日までの間において、当該種別割の納税義務が消滅した場合にあっては、法第177条の10第2項の規定により月割をもって課する種別割に相当する額）を軽減することができる。

2 略

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第155条の12 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車（法第145条第3号に規定する自動車をいう。）のうち、規則で定める自動車（以下この条において「自動車」という。）1台に限り、種別割を減免することができる。

（1）身体障害者が所有する自動車で、専らその者が運転するもの

（2）重度身体障害者等が所有する自動車（当該重度身体障害者等が年齢18歳未満の重度身体障害者である場合又は精神障害者である場合にあっては、当該重度身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、当該重度身体障害者等と生計を一にする者が専ら当該重度身体障害者等のために運転するもの又は当該重度身体障害者等（単身で生活する者又は当該重度身体障害者等と生活を共にする者がある場合は、その者が身体若しくは精神に障害を有する者で規則で定めるものに限る。以下この号において同じ。）を常時介護する者が専ら当該重度身体障害者等のために運転するもの

限る。以下この号において同じ。)を常時介護する者が専ら当該重度身体障害者等のために運転するもの

2 知事は、前項に定める場合のほか、身体障害者等（身体障害者又は精神障害者をいう。）の利用に専ら供するための構造を有する自動車として規則で定めるもの（同項の規定の適用を受けた自動車を除く。）に対する自動車税を減免することができる。

3 前2項の規定に基づき自動車税を減免することができる額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該自動車に対する自動車税の税率が年額43,500円以下のもの 当該自動車に対する自動車税額

(2) 当該自動車に対する自動車税の税率が年額43,500円を超えるもの 43,500円（法第157条第1項又は第2項の規定により月割をもって課する自動車税にあっては、当該月割をもって課する自動車税額）

4 第1項の規定に基づき自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては新規登録の申請をしたときに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この条において同じ。）を提示しなければならない。

(1)・(2) 略

2 知事は、前項に定める場合のほか、身体障害者等の利用に専ら供するための構造を有する自動車として規則で定めるもの（同項の規定の適用を受けた自動車を除く。）に対する種別割を減免することができる。

3 前2項の規定に基づき種別割を減免することができる額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該自動車に対する種別割の税率が年額43,500円以下のもの 当該自動車に対する種別割額

(2) 当該自動車に対する種別割の税率が年額43,500円を超えるもの 43,500円（法第177条の10第1項又は第2項の規定により月割をもって課する種別割にあっては、当該月割をもって課する種別割額）

4 第1項の規定に基づき種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては新規登録の申請をしたときに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示しなければならない。

(1)・(2) 略

(2)の2 免許情報記録個人番号カードを提示する場合にあっては、申請者又は運転者の免許情報記録（道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。以下この号において同じ。）の番号、運転免許の年月日及び免許情報記録の有効期限

(2)の3～(6) 略

5 前項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示する者は、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（道路交通法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。

6 前2項の規定は、第2項の規定に基づき自動車税の減免を受けようとする者について準用する。この場合において、第4項中「次に掲げる事項」とあるのは、「第1号、第4号及び第5号に掲げる事項並びに自動車の用途及び特別仕様又は構造変更の内容その他知事が必要があると認める事項」と読み替えるものとする。

7 第1項又は第2項の規定に基づき自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

(自動車税に係る証明書の交付)

第155条 知事は、自動車の使用者から道路運送車両法第97条の2第1項に規定する書面の交付について申請があった場合において、当該自動車について現に自動車税の滞納がないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを認めるときは、規則で定める様式による証明書を交付

(2)の2 免許情報記録個人番号カードを提示する場合にあっては、申請者又は運転者の免許情報記録の番号、運転免許の年月日及び免許情報記録の有効期限

(2)の3～(6) 略

5 前項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示する者は、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

6 前2項の規定は、第2項の規定に基づき種別割の減免を受けようとする者について準用する。この場合において、第4項中「次に掲げる事項」とあるのは、「第1号、第4号及び第5号に掲げる事項並びに自動車の用途及び特別仕様又は構造変更の内容その他知事が必要があると認める事項」と読み替えるものとする。

7 第1項又は第2項の規定に基づき種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

(種別割に係る証明書の交付)

第155条の13 知事は、自動車の使用者から道路運送車両法第97条の2第1項に規定する書面の交付について申請があった場合において、当該自動車について現に種別割の滞納がないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを認めるときは、規則で定める様式による証明書を交付

するものとする。

付 則

するものとする。

付 則

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

第 9 条 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（同法第41条第 1 項に規定する居住年（以下「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第 5 条の 4 第 1 項に規定する道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額（第 3 項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第38条及び第39条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の規定の適用がある場合における第39条の 3 及び第39条の 4 の規定の適用については、第39条の 3 中「前 3 条」とあるのは「前 3 条及び付則第 9 条第 1 項」と、第39条の 4 中「前条まで」とあるのは「前条まで及び付則第 9 条第 1 項」とする。

3 第 1 項の規定は、所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の 3 月15日までに、法附則第 5 条の 4 第 3 項に規定する総務省令で定めるところにより、第 1 項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を、同条第 8 項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在における住所所在地の市町村長に（同条第 4 項の規

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

第9条 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び次条において「居住年」という。）が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。））には、法附則第5条の4第1項に規定する控除額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第38条及び第39条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第39条の3及び第39条の4の規定の適用については、第39条の3中「前3条」とあるのは

定に基づき税務署長を経由する場合を含む。）提出した場合に限り、適用する。

第9条の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。））において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項に規定する控除額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第38条及び第39条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第39条の3及び第39条の4の規定の適用については、第39条の3中「前3条」とあるのは

「前3条及び付則第9条第1項」と、第39条の4中「前条まで」とあるのは「前条まで及び付則第9条第1項」とする。

- 3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第9条の2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。次項において「震災特例法」という。）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における前条の規定の適用については、前条第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

「前3条及び付則第9条の2第1項」と、第39条の4中「前条まで」とあるのは「前条まで及び付則第9条の2第1項」とする。

- 3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第9条の2の2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。次項において「震災特例法」という。）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第9条及び前条の規定の適用については、付則第9条第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、前条第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を受けた場合における前条の規定の適用については、前条第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」とする。

3 略

（東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る個人の県民税の均等割の税率の特例）

第9条の2の2 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）第2条第1項の規定により、平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、第40条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における付則第33条第1項の規定の適用については、同項中「第40条」とあるのは「付則第9条の2の2第1項」と、「同条」とあるのは「同項」とする。

（令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第9条の2の3 令和6年度分の個人の県民税に限り、法附則第5条の8第2項の規定により算出される令和6年度分特別税額控除

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を受けた場合における付則第9条及び前条の規定の適用については、付則第9条第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、前条第1項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項」とする。

3 略

（東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る個人の県民税の均等割の税率の特例）

第9条の2の3 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）第2条第1項の規定により、平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、第40条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における付則第33条第1項の規定の適用については、同項中「第40条」とあるのは「付則第9条の2の3第1項」と、「同条」とあるのは「同項」とする。

（令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第9条の2の4 令和6年度分の個人の県民税に限り、法附則第5条の8第2項の規定により算出される令和6年度分特別税額控除

額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第38条から第39条の4まで並びに付則第7条第1項及び第9条第1項並びに法第37条の2並びに附則第5条の5第1項及び第7条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第9条の2の4 令和7年度分の個人の県民税に限り、法附則第5条の12第2項の規定により算出される令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者（同項第8号に規定する控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第38条から第39条の4まで並びに付則第7条第1項及び第9条第1項並びに法第37条の2並びに附則第5条の5第1項及び第7条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第16条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第71条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第83条第1項に規定す

額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第38条から第39条の4まで並びに付則第7条第1項及び第9条の2第1項並びに法第37条の2並びに附則第5条の5第1項及び第7条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第9条の2の5 令和7年度分の個人の県民税に限り、法附則第5条の12第2項の規定により算出される令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者（同項第8号に規定する控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第38条から第39条の4まで並びに付則第7条第1項及び第9条の2第1項並びに法第37条の2並びに附則第5条の5第1項及び第7条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第16条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第71条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第83条第1項に規定す

る特例適用住宅が新築された場合における同項及び第84条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、第83条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」と、第84条第1項中「2年」とあるのは「3年（同号に規定する政令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」とする。

（認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第17条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和13年3月31日までにした場合における第75条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和13年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第21条 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失し、又は損壊した家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。以下この項において「被災家屋」という。）の所有者その他の政令附則第31条第1項に規定す

る特例適用住宅が新築された場合における同項及び第84条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、第83条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」と、第84条第1項中「2年」とあるのは「3年（同号に規定する政令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」とする。

（認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第17条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和8年3月31日までにした場合における第75条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第21条 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第3項において同じ。）により滅失し、又は損壊した家屋（以下この条において「被災家屋」という。）の所有者その他の政令附則第31条第1項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知

る者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

- 2 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地（福島県の区域内にあるものに限る。以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の政令附則第31条第2項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

- 2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の政令附則第31条第2項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

- 3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地（農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成23年3月11日における所有者

3 略

4 略

5 居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた農用地（農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。）（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の政令附則第31条第6項に規定する者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

第22条の5から第22条の10まで 削除

（農業を営む者に限る。）その他の政令附則第31条第3項に規定する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

4 略

5 略

6 居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた農用地（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の政令附則第31条第6項に規定する者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

（軽油引取税の税率の特例）

第22条の5 軽油引取税の税率は、第139条の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、32,100円とする。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止）

第22条の6 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第130条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第131条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第130条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第130条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第131条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第130条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

第22条の7 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第44条の別に法律で定める日まで

の間、その適用を停止する。

（自動車税の環境性能割の非課税）

第22条の8 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているもの（高知県地域交通協議会における協議結果に基づき策定された地域間幹線系統確保維持計画により知事が指定した生活交通路線に限る。）の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、第142条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第22条の9 営業用の自動車に対する第147条第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項から第6項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。）並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第22条の10 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この条において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車

椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（法附則第12条の2の13第1項に規定する総務省令で定めるものに限る。）で最初の第143条第3項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第146条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から1,000万円を控除して得た額」とする。

（1） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

（2） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（以下この条において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で法附則第12条の2の13第1項第2号に規定する総務省令で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法附則第12条の2の13第2項に規定する総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第146条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から650万円（乗車定員30人以上の付則第22条の10第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和26年法律

第183号) 第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので法附則第12条の2の13第2項に規定する総務省令で定めるものに限る。)にあっては800万円、乗車定員30人未満の付則第22条の10第2項に規定する路線バス等(以下「路線バス等」という。)にあっては200万円)を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の13第2項第2号に規定する総務省令で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(法附則第12条の2の13第3項に規定する総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第146条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定

められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の13第3項第2号に規定する総務省令で定めるものに適合するものであること。

(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 乗用車（法附則第12条の2の13第4項に規定する総務省令で定めるものに限る。）、バス（同項に規定する総務省令で定めるものに限る。）又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）が3.5トンを超えるトラック（法附則第12条の2の13第4項に規定する総務省令で定める被けん引自動車を除く。）であつて、同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項に規定する総務省令で定めるものに適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法附則第12条の2の13第4項に規定する総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第146条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。

5 前各項の規定は、第150条第1項又は法第161条の規定により提

(自動車税の税率の特例)

第23条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項に規定する総務省令で定めるものをいう。以下同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項に規定する総務省令で定めるものをいう。次条において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項に規定する総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項に規定する総務省令で定めるものをいう。同条において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同項に規定する総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項に規定する総務省令で定めるものをいう。以下同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。))、一般乗合用バス(第147条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用

出される申告書(同項に規定する申告書をいう。))又は修正申告書(第150条第2項に規定する修正申告書をいう。))に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の13第5項に規定する総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第23条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下同じ。))、天然ガス自動車(同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項に規定する総務省令で定めるものをいう。次条において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項に規定する総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項に規定する総務省令で定めるものをいう。同条において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。))、一般乗合用バス(第155条の4第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バスをいう。))、被けん引自動車及び自家用のキャンピング車並びに第155条の12第1項の規則で定める自動車及び同条第2項の自動車として規則で定めるものを除く。))に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第155条の4第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中

バスをいう。）、被けん引自動車及び自家用のキャンピング車並びに第154条第1項の規則で定める自動車及び同条第2項の自動車として規則で定めるものを除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第147条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。以下この条において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第1項第1号に規定する総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に該当するものを除く。次号において同じ。）で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 第147条第1項第1号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第2号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 第147条第1項第3号に規定する軽油自動車（以下この条において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第147条第1項第1号ア(イ)	7,500円	8,600円
第147条第1項第1号ア(ウ)	8,500円	9,700円
第147条第1項第1号ア(エ)	9,500円	10,900円
第147条第1項第1号ア(オ)	13,800円	15,800円
第147条第1項第1号ア(カ)	15,700円	18,000円
第147条第1項第1号ア(キ)	17,900円	20,500円
第147条第1項第1号ア(ク)	20,500円	23,500円
第147条第1項第1号ア(ケ)	23,600円	27,100円
第147条第1項第1号ア(コ)	27,200円	31,200円
第147条第1項第1号ア(サ)	40,700円	46,800円
第147条第1項第2号ア(ア)	6,500円	7,100円
第147条第1項第2号ア(イ)	9,000円	9,900円
第147条第1項第2号ア(ウ)	12,000円	13,200円
第147条第1項第2号ア(エ)	15,000円	16,500円
第147条第1項第2号ア(オ)	18,500円	20,300円
第147条第1項第2号ア(カ)	22,000円	24,200円
第147条第1項第2号ア(キ)	25,500円	28,000円
第147条第1項第2号ア(ク)	29,500円	32,400円
第147条第1項第2号ア(ケ)	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
第147条第1項第2号イ(ア)	8,000円	8,800円
第147条第1項第2号イ(イ)	11,500円	12,600円
第147条第1項第2号イ(ウ)	16,000円	17,600円
第147条第1項第2号イ(エ)	20,500円	22,500円

第155条の4第1項第1号ア(イ)	7,500円	8,600円
第155条の4第1項第1号ア(ウ)	8,500円	9,700円
第155条の4第1項第1号ア(エ)	9,500円	10,900円
第155条の4第1項第1号ア(オ)	13,800円	15,800円
第155条の4第1項第1号ア(カ)	15,700円	18,000円
第155条の4第1項第1号ア(キ)	17,900円	20,500円
第155条の4第1項第1号ア(ク)	20,500円	23,500円
第155条の4第1項第1号ア(ケ)	23,600円	27,100円
第155条の4第1項第1号ア(コ)	27,200円	31,200円
第155条の4第1項第1号ア(サ)	40,700円	46,800円
第155条の4第1項第2号ア(ア)	6,500円	7,100円
第155条の4第1項第2号ア(イ)	9,000円	9,900円
第155条の4第1項第2号ア(ウ)	12,000円	13,200円
第155条の4第1項第2号ア(エ)	15,000円	16,500円
第155条の4第1項第2号ア(オ)	18,500円	20,300円
第155条の4第1項第2号ア(カ)	22,000円	24,200円
第155条の4第1項第2号ア(キ)	25,500円	28,000円
第155条の4第1項第2号ア(ク)	29,500円	32,400円
第155条の4第1項第2号ア(ケ)	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
第155条の4第1項第2号イ(ア)	8,000円	8,800円
第155条の4第1項第2号イ(イ)	11,500円	12,600円
第155条の4第1項第2号イ(ウ)	16,000円	17,600円
第155条の4第1項第2号イ(エ)	20,500円	22,500円

第147条第1項第2号イ(オ)	25,500円	28,000円
第147条第1項第2号イ(カ)	30,000円	33,000円
第147条第1項第2号イ(キ)	35,000円	38,500円
第147条第1項第2号イ(ク)	40,500円	44,500円
第147条第1項第2号イ(ケ)	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
第147条第1項第2号ウ(ア) a	7,500円	8,200円
第147条第1項第2号ウ(ア) b	15,100円	16,600円
第147条第1項第2号ウ(イ) a	10,200円	11,200円
第147条第1項第2号ウ(イ) b	20,600円	22,600円
第147条第1項第3号ア(イ) a	26,500円	29,100円
第147条第1項第3号ア(イ) b	32,000円	35,200円
第147条第1項第3号ア(イ) c	38,000円	41,800円
第147条第1項第3号ア(イ) d	44,000円	48,400円
第147条第1項第3号ア(イ) e	50,500円	55,500円
第147条第1項第3号ア(イ) f	57,000円	62,700円
第147条第1項第3号ア(イ) g	64,000円	70,400円
第147条第1項第3号イ(ア) a	12,000円	13,200円
第147条第1項第3号イ(ア) b	14,500円	15,900円
第147条第1項第3号イ(ア) c	17,500円	19,200円
第147条第1項第3号イ(ア) d	20,000円	22,000円
第147条第1項第3号イ(ア) e	22,500円	24,700円
第147条第1項第3号イ(ア) f	25,500円	28,000円
第147条第1項第3号イ(ア) g	29,000円	31,900円

第155条の4第1項第2号イ(オ)	25,500円	28,000円
第155条の4第1項第2号イ(カ)	30,000円	33,000円
第155条の4第1項第2号イ(キ)	35,000円	38,500円
第155条の4第1項第2号イ(ク)	40,500円	44,500円
第155条の4第1項第2号イ(ケ)	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
第155条の4第1項第2号ウ(ア) a	7,500円	8,200円
第155条の4第1項第2号ウ(ア) b	15,100円	16,600円
第155条の4第1項第2号ウ(イ) a	10,200円	11,200円
第155条の4第1項第2号ウ(イ) b	20,600円	22,600円
第155条の4第1項第3号ア(イ) a	26,500円	29,100円
第155条の4第1項第3号ア(イ) b	32,000円	35,200円
第155条の4第1項第3号ア(イ) c	38,000円	41,800円
第155条の4第1項第3号ア(イ) d	44,000円	48,400円
第155条の4第1項第3号ア(イ) e	50,500円	55,500円
第155条の4第1項第3号ア(イ) f	57,000円	62,700円
第155条の4第1項第3号ア(イ) g	64,000円	70,400円
第155条の4第1項第3号イ(ア) a	12,000円	13,200円
第155条の4第1項第3号イ(ア) b	14,500円	15,900円
第155条の4第1項第3号イ(ア) c	17,500円	19,200円
第155条の4第1項第3号イ(ア) d	20,000円	22,000円
第155条の4第1項第3号イ(ア) e	22,500円	24,700円
第155条の4第1項第3号イ(ア) f	25,500円	28,000円
第155条の4第1項第3号イ(ア) g	29,000円	31,900円

第147条第1項第3号イ(イ) a	33,000円	36,300円
第147条第1項第3号イ(イ) b	41,000円	45,100円
第147条第1項第3号イ(イ) c	49,000円	53,900円
第147条第1項第3号イ(イ) d	57,000円	62,700円
第147条第1項第3号イ(イ) e	65,500円	72,000円
第147条第1項第3号イ(イ) f	74,000円	81,400円
第147条第1項第3号イ(イ) g	83,000円	91,300円
第147条第1項第4号ア	4,500円	5,100円 (特種用途 自動車のう ちトラック に準ずるも のにあって は、4,900 円)
第147条第1項第4号イ	6,000円	6,900円 (特種用途 自動車のう ちトラック に準ずるも のにあって は、6,600 円)
第147条第1項第5号ア(ア)	11,500円	13,200円

第155条の4第1項第3号イ(イ) a	33,000円	36,300円
第155条の4第1項第3号イ(イ) b	41,000円	45,100円
第155条の4第1項第3号イ(イ) c	49,000円	53,900円
第155条の4第1項第3号イ(イ) d	57,000円	62,700円
第155条の4第1項第3号イ(イ) e	65,500円	72,000円
第155条の4第1項第3号イ(イ) f	74,000円	81,400円
第155条の4第1項第3号イ(イ) g	83,000円	91,300円
第155条の4第1項第4号ア	4,500円	5,100円 (特種用途 自動車のう ちトラック に準ずるも のにあって は、4,900 円)
第155条の4第1項第4号イ	6,000円	6,900円 (特種用途 自動車のう ちトラック に準ずるも のにあって は、6,600 円)
第155条の4第1項第5号ア(ア)	11,500円	13,200円

第147条第1項第5号ア(イ) a	9,600円	11,000円
第147条第1項第5号ア(イ) b	15,000円	17,200円
第147条第1項第5号ア(ウ) a	4,800円	5,500円
第147条第1項第5号ア(ウ) b	9,000円	10,300円
第147条第1項第5号ア(ウ) c	15,000円	17,200円
第147条第1項第5号イ(イ)	15,700円	18,000円
第147条第1項第5号イ(ウ) a	13,100円	15,000円
第147条第1項第5号イ(ウ) b	20,500円	23,500円
第147条第1項第5号イ(エ) a	6,500円	7,400円
第147条第1項第5号イ(エ) b	11,500円	13,200円
第147条第1項第5号イ(エ) c	20,500円	23,500円
第147条第2項第1号イ	3,700円	4,100円
第147条第2項第1号ウ	4,700円	5,200円
第147条第2項第1号エ	6,300円	6,900円
第147条第2項第2号イ	5,200円	5,700円
第147条第2項第2号ウ	6,300円	6,900円
第147条第2項第2号エ	8,000円	8,800円

2 次に掲げる自動車に対する第147条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 略

第155条の4第1項第5号ア(イ) a	9,600円	11,000円
第155条の4第1項第5号ア(イ) b	15,000円	17,200円
第155条の4第1項第5号ア(ウ) a	4,800円	5,500円
第155条の4第1項第5号ア(ウ) b	9,000円	10,300円
第155条の4第1項第5号ア(ウ) c	15,000円	17,200円
第155条の4第1項第5号イ(イ)	15,700円	18,000円
第155条の4第1項第5号イ(ウ) a	13,100円	15,000円
第155条の4第1項第5号イ(ウ) b	20,500円	23,500円
第155条の4第1項第5号イ(エ) a	6,500円	7,400円
第155条の4第1項第5号イ(エ) b	11,500円	13,200円
第155条の4第1項第5号イ(エ) c	20,500円	23,500円
第155条の4第2項第1号イ	3,700円	4,100円
第155条の4第2項第1号ウ	4,700円	5,200円
第155条の4第2項第1号エ	6,300円	6,900円
第155条の4第2項第2号イ	5,200円	5,700円
第155条の4第2項第2号ウ	6,300円	6,900円
第155条の4第2項第2号エ	8,000円	8,800円

2 次に掲げる自動車に対する第155条の4第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の3第2項第2号に規定する総務省令で定めるものに適合するもの又は道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第2号に規定する総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第2項第2号に規定する総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第147条第1項第1号ア(ア)aに規定する排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第2号に規定する総務省令で定めるものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第2項第2号に規定する総務省令で定めるもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が第147条第1項第1号ア(ア)aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号ア(ア)bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので

あつて、エネルギー消費効率が第147条第1項第1号ア(イ)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号ア(ウ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので法附則第12条の3第2項第4号に規定する総務省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が第147条第1項第2号ア(ア) a に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号ア(ア) b に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第2項第5号に規定する総務省令で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、第147条第1項第3号ア(ア)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第3号ア(ア)に規定する平成21年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第147条第1項第1号ア(ア)及び(イ)	7,500円	2,000円
第147条第1項第1号ア(ウ)	8,500円	2,500円
第147条第1項第1号ア(エ)	9,500円	2,500円
第147条第1項第1号ア(オ)	13,800円	3,500円
第147条第1項第1号ア(カ)	15,700円	4,000円
第147条第1項第1号ア(キ)	17,900円	4,500円
第147条第1項第1号ア(ク)	20,500円	5,500円
第147条第1項第1号ア(ケ)	23,600円	6,000円
第147条第1項第1号ア(コ)	27,200円	7,000円
第147条第1項第1号ア(サ)	40,700円	10,500円
第147条第1項第1号イ(ア)及び(イ)	25,000円	6,500円
第147条第1項第1号イ(ウ)	30,500円	8,000円
第147条第1項第1号イ(エ)	36,000円	9,000円
第147条第1項第1号イ(オ)	43,500円	11,000円
第147条第1項第1号イ(カ)	50,000円	12,500円
第147条第1項第1号イ(キ)	57,000円	14,500円
第147条第1項第1号イ(ク)	65,500円	16,500円

年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第2項第6号に規定する総務省令で定めるもの

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第155条の4第1項第1号ア(ア)及び(イ)	7,500円	2,000円
第155条の4第1項第1号ア(ウ)	8,500円	2,500円
第155条の4第1項第1号ア(エ)	9,500円	2,500円
第155条の4第1項第1号ア(オ)	13,800円	3,500円
第155条の4第1項第1号ア(カ)	15,700円	4,000円
第155条の4第1項第1号ア(キ)	17,900円	4,500円
第155条の4第1項第1号ア(ク)	20,500円	5,500円
第155条の4第1項第1号ア(ケ)	23,600円	6,000円
第155条の4第1項第1号ア(コ)	27,200円	7,000円
第155条の4第1項第1号ア(サ)	40,700円	10,500円
第155条の4第1項第1号イ(ア)及び(イ)	25,000円	6,500円
第155条の4第1項第1号イ(ウ)	30,500円	8,000円
第155条の4第1項第1号イ(エ)	36,000円	9,000円
第155条の4第1項第1号イ(オ)	43,500円	11,000円
第155条の4第1項第1号イ(カ)	50,000円	12,500円
第155条の4第1項第1号イ(キ)	57,000円	14,500円
第155条の4第1項第1号イ(ク)	65,500円	16,500円

第147条第1項第1号イ(ケ)	75,500円	19,000円
第147条第1項第1号イ(コ)	87,000円	22,000円
第147条第1項第1号イ(サ)	110,000円	27,500円
第147条第1項第2号ア(ア)	6,500円	2,000円
第147条第1項第2号ア(イ)	9,000円	2,500円
第147条第1項第2号ア(ウ)	12,000円	3,000円
第147条第1項第2号ア(エ)	15,000円	4,000円
第147条第1項第2号ア(オ)	18,500円	5,000円
第147条第1項第2号ア(カ)	22,000円	5,500円
第147条第1項第2号ア(キ)	25,500円	6,500円
第147条第1項第2号ア(ク)	29,500円	7,500円
第147条第1項第2号ア(ケ)	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第147条第1項第2号イ(ア)	8,000円	2,000円
第147条第1項第2号イ(イ)	11,500円	3,000円
第147条第1項第2号イ(ウ)	16,000円	4,000円
第147条第1項第2号イ(エ)	20,500円	5,500円
第147条第1項第2号イ(オ)	25,500円	6,500円
第147条第1項第2号イ(カ)	30,000円	7,500円
第147条第1項第2号イ(キ)	35,000円	9,000円
第147条第1項第2号イ(ク)	40,500円	10,500円
第147条第1項第2号イ(ケ)	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第147条第1項第2号ウ(ア) a	7,500円	2,000円

第155条の4第1項第1号イ(ケ)	75,500円	19,000円
第155条の4第1項第1号イ(コ)	87,000円	22,000円
第155条の4第1項第1号イ(サ)	110,000円	27,500円
第155条の4第1項第2号ア(ア)	6,500円	2,000円
第155条の4第1項第2号ア(イ)	9,000円	2,500円
第155条の4第1項第2号ア(ウ)	12,000円	3,000円
第155条の4第1項第2号ア(エ)	15,000円	4,000円
第155条の4第1項第2号ア(オ)	18,500円	5,000円
第155条の4第1項第2号ア(カ)	22,000円	5,500円
第155条の4第1項第2号ア(キ)	25,500円	6,500円
第155条の4第1項第2号ア(ク)	29,500円	7,500円
第155条の4第1項第2号ア(ケ)	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第155条の4第1項第2号イ(ア)	8,000円	2,000円
第155条の4第1項第2号イ(イ)	11,500円	3,000円
第155条の4第1項第2号イ(ウ)	16,000円	4,000円
第155条の4第1項第2号イ(エ)	20,500円	5,500円
第155条の4第1項第2号イ(オ)	25,500円	6,500円
第155条の4第1項第2号イ(カ)	30,000円	7,500円
第155条の4第1項第2号イ(キ)	35,000円	9,000円
第155条の4第1項第2号イ(ク)	40,500円	10,500円
第155条の4第1項第2号イ(ケ)	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第155条の4第1項第2号ウ(ア) a	7,500円	2,000円

第147条第1項第2号ウ(ア) b	15,100円	4,000円
第147条第1項第2号ウ(イ) a	10,200円	3,000円
第147条第1項第2号ウ(イ) b	20,600円	5,500円
第147条第1項第3号ア(ア) a	12,000円	3,000円
第147条第1項第3号ア(ア) b	14,500円	4,000円
第147条第1項第3号ア(ア) c	17,500円	4,500円
第147条第1項第3号ア(ア) d	20,000円	5,000円
第147条第1項第3号ア(ア) e	22,500円	6,000円
第147条第1項第3号ア(ア) f	25,500円	6,500円
第147条第1項第3号ア(ア) g	29,000円	7,500円
第147条第1項第3号ア(イ) a	26,500円	7,000円
第147条第1項第3号ア(イ) b	32,000円	8,000円
第147条第1項第3号ア(イ) c	38,000円	9,500円
第147条第1項第3号ア(イ) d	44,000円	11,000円
第147条第1項第3号ア(イ) e	50,500円	13,000円
第147条第1項第3号ア(イ) f	57,000円	14,500円
第147条第1項第3号ア(イ) g	64,000円	16,000円
第147条第1項第3号イ(ア) a	12,000円	3,000円
第147条第1項第3号イ(ア) b	14,500円	4,000円
第147条第1項第3号イ(ア) c	17,500円	4,500円
第147条第1項第3号イ(ア) d	20,000円	5,000円
第147条第1項第3号イ(ア) e	22,500円	6,000円
第147条第1項第3号イ(ア) f	25,500円	6,500円
第147条第1項第3号イ(ア) g	29,000円	7,500円

第155条の4第1項第2号ウ(ア) b	15,100円	4,000円
第155条の4第1項第2号ウ(イ) a	10,200円	3,000円
第155条の4第1項第2号ウ(イ) b	20,600円	5,500円
第155条の4第1項第3号ア(ア) a	12,000円	3,000円
第155条の4第1項第3号ア(ア) b	14,500円	4,000円
第155条の4第1項第3号ア(ア) c	17,500円	4,500円
第155条の4第1項第3号ア(ア) d	20,000円	5,000円
第155条の4第1項第3号ア(ア) e	22,500円	6,000円
第155条の4第1項第3号ア(ア) f	25,500円	6,500円
第155条の4第1項第3号ア(ア) g	29,000円	7,500円
第155条の4第1項第3号ア(イ) a	26,500円	7,000円
第155条の4第1項第3号ア(イ) b	32,000円	8,000円
第155条の4第1項第3号ア(イ) c	38,000円	9,500円
第155条の4第1項第3号ア(イ) d	44,000円	11,000円
第155条の4第1項第3号ア(イ) e	50,500円	13,000円
第155条の4第1項第3号ア(イ) f	57,000円	14,500円
第155条の4第1項第3号ア(イ) g	64,000円	16,000円
第155条の4第1項第3号イ(ア) a	12,000円	3,000円
第155条の4第1項第3号イ(ア) b	14,500円	4,000円
第155条の4第1項第3号イ(ア) c	17,500円	4,500円
第155条の4第1項第3号イ(ア) d	20,000円	5,000円
第155条の4第1項第3号イ(ア) e	22,500円	6,000円
第155条の4第1項第3号イ(ア) f	25,500円	6,500円
第155条の4第1項第3号イ(ア) g	29,000円	7,500円

第147条第1項第3号イ(イ) a	33,000円	8,500円
第147条第1項第3号イ(イ) b	41,000円	10,500円
第147条第1項第3号イ(イ) c	49,000円	12,500円
第147条第1項第3号イ(イ) d	57,000円	14,500円
第147条第1項第3号イ(イ) e	65,500円	16,500円
第147条第1項第3号イ(イ) f	74,000円	18,500円
第147条第1項第3号イ(イ) g	83,000円	21,000円
第147条第1項第4号ア	4,500円	1,500円
第147条第1項第4号イ	6,000円	1,500円
第147条第1項第5号ア(ア)	11,500円	3,000円
第147条第1項第5号ア(イ) a	9,600円	2,500円
第147条第1項第5号ア(イ) b	15,000円	4,000円
第147条第1項第5号ア(ウ) a	4,800円	1,500円
第147条第1項第5号ア(ウ) b	9,000円	2,500円
第147条第1項第5号ア(ウ) c	15,000円	4,000円
第147条第1項第5号イ(ア) a	20,000円	5,000円
第147条第1項第5号イ(ア) b	24,400円	6,500円
第147条第1項第5号イ(ア) c	28,800円	7,500円
第147条第1項第5号イ(ア) d	34,800円	9,000円
第147条第1項第5号イ(ア) e	40,000円	10,000円
第147条第1項第5号イ(ア) f	45,600円	11,500円
第147条第1項第5号イ(ア) g	52,400円	13,500円
第147条第1項第5号イ(ア) h	60,400円	15,500円
第147条第1項第5号イ(ア) i	69,600円	17,500円

第155条の4第1項第3号イ(イ) a	33,000円	8,500円
第155条の4第1項第3号イ(イ) b	41,000円	10,500円
第155条の4第1項第3号イ(イ) c	49,000円	12,500円
第155条の4第1項第3号イ(イ) d	57,000円	14,500円
第155条の4第1項第3号イ(イ) e	65,500円	16,500円
第155条の4第1項第3号イ(イ) f	74,000円	18,500円
第155条の4第1項第3号イ(イ) g	83,000円	21,000円
第155条の4第1項第4号ア	4,500円	1,500円
第155条の4第1項第4号イ	6,000円	1,500円
第155条の4第1項第5号ア(ア)	11,500円	3,000円
第155条の4第1項第5号ア(イ) a	9,600円	2,500円
第155条の4第1項第5号ア(イ) b	15,000円	4,000円
第155条の4第1項第5号ア(ウ) a	4,800円	1,500円
第155条の4第1項第5号ア(ウ) b	9,000円	2,500円
第155条の4第1項第5号ア(ウ) c	15,000円	4,000円
第155条の4第1項第5号イ(ア) a	20,000円	5,000円
第155条の4第1項第5号イ(ア) b	24,400円	6,500円
第155条の4第1項第5号イ(ア) c	28,800円	7,500円
第155条の4第1項第5号イ(ア) d	34,800円	9,000円
第155条の4第1項第5号イ(ア) e	40,000円	10,000円
第155条の4第1項第5号イ(ア) f	45,600円	11,500円
第155条の4第1項第5号イ(ア) g	52,400円	13,500円
第155条の4第1項第5号イ(ア) h	60,400円	15,500円
第155条の4第1項第5号イ(ア) i	69,600円	17,500円

第147条第1項第5号イ(ア) j	88,000円	22,000円
第147条第1項第5号イ(ア) k	20,000円	5,000円
第147条第1項第5号イ(イ)	15,700円	4,000円
第147条第1項第5号イ(ウ) a	13,100円	3,500円
第147条第1項第5号イ(ウ) b	20,500円	5,500円
第147条第1項第5号イ(エ) a	6,500円	2,000円
第147条第1項第5号イ(エ) b	11,500円	3,000円
第147条第1項第5号イ(エ) c	20,500円	5,500円
第147条第2項第1号ア及びイ	3,700円	1,000円
第147条第2項第1号ウ	4,700円	1,200円
第147条第2項第1号エ	6,300円	1,600円
第147条第2項第2号ア及びイ	5,200円	1,300円
第147条第2項第2号ウ	6,300円	1,600円
第147条第2項第2号エ	8,000円	2,000円

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第147条第1項第1号ア及び第4号アの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第

第155条の4第1項第5号イ(ア) j	88,000円	22,000円
第155条の4第1項第5号イ(ア) k	20,000円	5,000円
第155条の4第1項第5号イ(イ)	15,700円	4,000円
第155条の4第1項第5号イ(ウ) a	13,100円	3,500円
第155条の4第1項第5号イ(ウ) b	20,500円	5,500円
第155条の4第1項第5号イ(エ) a	6,500円	2,000円
第155条の4第1項第5号イ(エ) b	11,500円	3,000円
第155条の4第1項第5号イ(エ) c	20,500円	5,500円
第155条の4第2項第1号ア及びイ	3,700円	1,000円
第155条の4第2項第1号ウ	4,700円	1,200円
第155条の4第2項第1号エ	6,300円	1,600円
第155条の4第2項第2号ア及びイ	5,200円	1,300円
第155条の4第2項第2号ウ	6,300円	1,600円
第155条の4第2項第2号エ	8,000円	2,000円

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第155条の4第1項第1号ア及び第4号アの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え

41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第1号に規定する総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第1号に規定する総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第1号に規定する総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので法附則第12条の3第3項第1号に規定する総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車

ないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第3項第1号に規定する総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石

両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号に規定する総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号に規定する総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同号に規定する総務省令で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第3号に規定する総務省令で定めるもの又は道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第3号に規定する総務省令で定めるものに適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同号に規定する総務省令で定めるもの

油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第3項第2号に規定する総務省令で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第3項第3号に規定する総務省令で定めるもの

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第155条の4第1項第1号ア(イ)	7,500円	4,000円

第23条の2 令和元年10月1日（以下この条において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車（以下この条において「自家用の乗用車等」という。）であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成28年改正前の地方税法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であって、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及び高知県税条例等の一部を改正する条例（平成28年高知県条例第58号）第2条の規定による改正前の高知県税条例（第3項において「平成28年改正前の高知県税条例」という。）第143条の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかったものを含

第155条の4第1項第1号ア(ウ)	8,500円	4,500円
第155条の4第1項第1号ア(エ)	9,500円	5,000円
第155条の4第1項第1号ア(オ)	13,800円	7,000円
第155条の4第1項第1号ア(カ)	15,700円	8,000円
第155条の4第1項第1号ア(キ)	17,900円	9,000円
第155条の4第1項第1号ア(ク)	20,500円	10,500円
第155条の4第1項第1号ア(ケ)	23,600円	12,000円
第155条の4第1項第1号ア(コ)	27,200円	14,000円
第155条の4第1項第1号ア(サ)	40,700円	20,500円
第155条の4第1項第4号ア	4,500円	2,500円

第23条の2 令和元年10月1日（以下この条において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車（以下この条において「自家用の乗用車等」という。）であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成28年改正前の地方税法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であって、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及び高知県税条例等の一部を改正する条例（平成28年高知県条例第58号）第2条の規定による改正前の高知県税条例（第3項において「平成28年改正前の高知県税条例」という。）第143条の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかったものを含

む。)又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項に規定する総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第147条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

- 2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

- 3 特定日の前日までに初回新規登録を受けた第154条第1項の規則で定める自動車若しくは同条第2項の自動車として規則で定めるもの(以下この項及び次項において「自動車」という。)であって平成28年改正前の地方税法第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自動車であって、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及び平成28年改正前の高知県税条例第143条の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかったものを

む。)又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項に規定する総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第155条の4第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

- 2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

- 3 特定日の前日までに初回新規登録を受けた第155条の12第1項の規則で定める自動車若しくは同条第2項の自動車として規則で定めるもの(以下この項及び次項において「自動車」という。)であって平成28年改正前の地方税法第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自動車であって、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及び平成28年改正前の高知県税条例第143条の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかったも

含む。)又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項に規定する総務省令で定めるものの用に供されたことがある自動車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対する自動車税に係る第154条第3項の規定の適用については、同項各号中「43,500円」とあるのは、「45,000円」とする。

- 4 前項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第154条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>第154条第3項第1号</u>	43,500円	49,500円（第155条の4第1項第1号、第4号又は第5号の規定が適用されるもの（特種用途自動車のうちトラックに準ずるものを除く。）にあっては、51,700円）

のを含む。)又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項に規定する総務省令で定めるものの用に供されたことがある自動車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対する自動車税の種別割に係る第155条の12第3項の規定の適用については、同項各号中「43,500円」とあるのは、「45,000円」とする。

- 4 前項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第155条の12第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>第155条の12第3項第1号</u>	43,500円	49,500円（第155条の4第1項第1号、第4号又は第5号の規定が適用されるもの（特種用途自動車のうちトラックに準ずるものを除く。）にあっては、51,700円）

第154条第3項第2号	年額43,500円	年額49,500円（第155条の4第1項第1号、第4号又は第5号の規定が適用されるもの（特種用途自動車のうちトラックに準ずるものを除く。）にあっては、51,700円）
	43,500円（	49,500円（第155条の4第1項第1号、第4号又は第5号の規定が適用されるもの（特種用途自動車のうちトラックに準ずるものを除く。）にあっては、51,700円。ただし、

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例）

第30条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）・（2） 略

第155条の12第3項第2号	年額43,500円	年額49,500円（第155条の4第1項第1号、第4号又は第5号の規定が適用されるもの（特種用途自動車のうちトラックに準ずるものを除く。）にあっては、51,700円）
	43,500円（	49,500円（第155条の4第1項第1号、第4号又は第5号の規定が適用されるもの（特種用途自動車のうちトラックに準ずるものを除く。）にあっては、51,700円。ただし、

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例）

第30条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）・（2） 略

(3) 付則第7条第1項及び第9条第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第30条の2第1項の規定による所得割の額」と、付則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び付則第30条の2第1項に規定する条約適用利子等の額（同条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第37条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

(4) 付則第9条の2の3及び第9条の2の4の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第30条の2第1項の規定による所得割の額」とする。

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 付則第7条第1項及び第9条第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第30条の2第3項の規定による所得割の額」と、付則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び付則第30条の2第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び付則第30条の2第3項に規定する条約適用配当等の額（同条第5項第1号の規定により読み替えて適用される第37条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の

(3) 付則第7条第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第30条の2第1項の規定による所得割の額」と、付則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び付則第30条の2第1項に規定する条約適用利子等の額（同条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第37条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

(4) 付則第9条の2の4及び第9条の2の5の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第30条の2第1項の規定による所得割の額」とする。

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 付則第7条第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第30条の2第3項の規定による所得割の額」と、付則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び付則第30条の2第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び付則第30条の2第3項に規定する条約適用配当等の額（同条第5項第1号の規定により読み替えて適用される第37条の規定の適用がある場合には、そ

合計額」とする。

- (4) 付則第9条の2の3及び第9条の2の4の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第30条の2第3項の規定による所得割の額」とする。

6 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第35条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第9条第3項及び第9条の2第3項の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

の適用後の金額)の合計額」とする。

- (4) 付則第9条の2の4及び第9条の2の5の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第30条の2第3項の規定による所得割の額」とする。

6 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第35条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第9条の2第3項及び第9条の2の2第3項の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

新 旧	対 照 表 新 旧
高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する 条例（抜粋） <u>（自動車税の課税免除）</u> 第4条 特定非営利活動法人で次に掲げる事業を行うものが所有する自動車のうち、当該事業の用に<u>供する自動車（地方税法第145条に規定する自動車をいう。以下この条において同じ。）</u>については、当該自動車に対して課する自動車税を免除する。 （１）～（３） 略 2 前項の規定による自動車税の課税免除を受けようとする特定非営利活動法人は、当該課税免除を受けようとする年度内に、課税免除を受けることができる特定非営利活動法人であることを証する書類、同項の自動車を同項各号の事業の用に供している実績を	高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する 条例（抜粋） <u>（自動車税の課税免除）</u> 第4条 特定非営利活動法人が特定非営利活動の用に供するための自動車（地方税法第145条第3号に規定する自動車をいう。以下同じ。）を無償で譲り受けたときは、当該自動車に対して課する自動車税の環境性能割を免除する。 2 前項の規定による自動車税の環境性能割の課税免除を受けようとする特定非営利活動法人は、自動車税の環境性能割の申告をする際に、同項の自動車を無償で譲り受けたことを証する書類その他知事が必要と認める書類を添えた申請書を、知事に提出しなければならない。
<u>（自動車税の課税免除）</u> 第4条 特定非営利活動法人で次に掲げる事業を行うものが所有する自動車のうち、当該事業の用に<u>供する自動車（地方税法第145条に規定する自動車をいう。以下この条において同じ。）</u>については、当該自動車に対して課する自動車税を免除する。 （１）～（３） 略 2 前項の規定による自動車税の課税免除を受けようとする特定非営利活動法人は、当該課税免除を受けようとする年度内に、課税免除を受けることができる特定非営利活動法人であることを証する書類、同項の自動車を同項各号の事業の用に供している実績を	第5条 特定非営利活動法人で次に掲げる事業を行うものが所有する自動車のうち、当該事業の用に<u>供する自動車</u>については、当該自動車に対して課する自動車税の<u>種別割</u>を免除する。 （１）～（３） 略 2 前項の規定による自動車税の<u>種別割</u>の課税免除を受けようとする特定非営利活動法人は、当該課税免除を受けようとする年度内に、課税免除を受けることができる特定非営利活動法人であることを証する書類、同項の自動車を同項各号の事業の用に供してい

確認できる書類その他知事が必要と認める書類を添えた申請書を、知事に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定による自動車税の課税免除を受けた特定非営利活動法人は、当該課税免除を受けることができる要件に該当しなくなった場合は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

る実績を確認できる書類その他知事が必要と認める書類を添えた申請書を、知事に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定による自動車税の種別割の課税免除を受けた特定非営利活動法人は、当該課税免除を受けることができる要件に該当しなくなった場合は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。